

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	44 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	58 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	35 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 55 年*月頃に、私の母親が、実家のある村の村役場（当時）で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私は、ねんきん特別便により、申立期間の国民年金の加入履歴が無くなっていたことを知り、年金事務所に調査を依頼したところ、20 歳前に厚生年金保険に加入していたため、国民年金の被保険者資格が取り消され、当該期間の国民年金保険料が還付された旨の回答を受けた。しかし、同資格の取消しの届出を行った記憶は無く、20 歳前に厚生年金保険に加入していたこともなかったにもかかわらず、同資格が取り消され、当該期間が未加入期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 55 年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずだと述べている。確かに、同年同月に、申立人の実家がある村において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の保険料が納付されていたことが確認できる一方、同名簿には、56 年 4 月に、当該期間に係る国民年金被保険者資格が取り消された上で、保険料が還付された旨の記録も残されている。

しかし、上述の国民年金被保険者資格の取消処理は、申立人自身が 20 歳前から申立期間を通じて厚生年金保険に加入していたことによる誤適用を理由になされているところ、実際には申立人は、当該期間当時、短期大学生であ

り、厚生年金保険の被保険者資格を取得していた形跡は無いことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれ、誤適用を理由とする申立期間の国民年金保険料の還付は誤還付であったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に大学を卒業し、アルバイトをしていた頃、時期は不明だが、住民票の手続のために市役所に行った際、国民年金に未加入であることを指摘されたので、窓口で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自分のアルバイト代の中からお金を用意し、市役所又は金融機関で未納が無いように納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 3 月に大学を卒業した後、アルバイトをしていた頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、未納が無いように国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録から、54 年 8 月に行われたものと推認され、その時点で申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、国民年金に任意加入している期間もある上、住所変更手続及び厚生年金保険からの切替手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から同年9月まで

私は、昭和52年3月頃に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後はずっと口座振替により国民年金保険料を納付してきた。

仮に、口座から国民年金保険料が振り替えられなかった場合には、何らかの方法で保険料を納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月頃に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後はずっと口座振替により国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、同年4月頃であると推認され、申立人は、申立期間を除いて、同年同月以降34年にわたる期間の保険料を全て納付している上、付加保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の特殊台帳の昭和53年度の備考欄には、「54 納付書」のゴム印が押されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料に係る納付書が発行されていたものと推認できることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が、申立期間当初の昭和53年7月に転入した市における国民年金保険料収滞納一覧表では、申立期間の保険料は、他市区町村において

納付済みとされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月

私は、平成2年8月に退職した後しばらくして、年金手帳を持参して区役所に行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同年9月から厚生年金保険に加入することが分かっていたので、切替手続を行った際にその場で1万円ぐらいを納付した。未納期間が無いように保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年8月に会社を退職した後しばらくして、年金手帳を持参して区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その場で1万円ぐらいの国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳では、同年8月1日に国民年金第1号被保険者資格を取得した旨が記載され、その記録欄には当該区役所の判が押されていることが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、前述のとおり、申立人の所持する年金手帳では、申立期間は国民年金の第1号被保険者期間とされているが、オンライン記録では、国民年金の未加入期間とされており、双方で記録が相違していることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、保険料を前納している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から47年5月まで
② 昭和50年4月から同年9月まで

私は、子供を出産した後の昭和44年9月頃に、区役所の出張所で、国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、納付書により郵便局で納付していた。48年9月に転居した後の申立期間②の保険料については、私が市役所で夫婦二人分を納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付していたと主張しているところ、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の6か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②前後の期間17年以上にわたって国民年金保険料を納付している上、住所変更手続についても適切に行っていることが確認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を納付書により郵便局で納付していたと主張しているが、申立期間①当時、申立人が居住していた区では、納付書制度は昭和46年4月から開始されていることが確認でき、それ以前は納付書により保険料を郵便局で納付することはできな

かったことから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 47 年 7 月頃と推認でき、当初同年 6 月とされていた国民年金被保険者資格取得日が、平成 12 年 4 月に昭和 44 年 3 月へ訂正されたことがオンライン記録で確認できる上、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらないことから、申立期間①当時は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から57年12月まで

私は、20歳になった昭和53年*月頃に、父親と一緒に市役所の出先機関へ行き、父親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたことを憶えている。その後、父親が、私、父親、母親及び兄の4人分の国民年金保険料を銀行で一緒に納付してくれたはずである。申立期間の父親、母親及び兄の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和55年10月から57年12月までの期間について、申立人は、20歳になった53年*月頃に、その父親と一緒に市役所の出先機関へ行き、父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、父親が、申立人、その父親、母親及び兄の4人分の国民年金保険料を銀行で一緒に納付してくれたはずであると主張しているところ、その父親及び母親の国民年金加入期間中の保険料は全て納付済みとされている上、申立人の兄が国民年金の被保険者資格を取得した49年11月からその父親が亡くなった平成5年*月までの保険料は全て納付済みとされていることから、その父親は、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年1月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、55年10月から57年12月までの国民年金保険料を遡って納付することは可能であること、ii) 申立人の兄の手帳記号番号は、50年9月に払い出されていることが確認でき、その時点で遡って保険料を納付することが可能であった49年

11 月から 50 年 8 月までの保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人の父親が、申立期間のうち、55 年 10 月から 57 年 12 月までの保険料を申立人の兄と同様に遡って納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から 55 年 9 月までの期間について、i) 上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 1 月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しないこと、ii) 申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、その父親が、申立期間のうち、53 年 3 月から 55 年 9 月までの申立人、その父親、母親及び兄の国民年金保険料をその当時一緒に納付していたとは考え難い。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は、既に亡くなっていることから、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から 55 年 9 月までの保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 57 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月、57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月
② 昭和 57 年 8 月及び同年 9 月

私は、会社を退職したことを契機に、昭和 56 年 1 月に区役所で国民年金の任意加入手続を行った。その際に、国民年金の未加入期間が生じないように、会社を退職した 55 年 12 月から国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料については、納付書により納付した。その後は口座振替により納付するようになり、57 年 8 月に転居してからも、口座振替を継続していた。未納が無いように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 56 年 1 月に区役所で国民年金の任意加入手続を行い、その際に国民年金の未加入期間が生じないように、会社を退職した 55 年 12 月から国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 56 年 2 月に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が、55 年 12 月 31 日と記載されていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人のオンライン記録では、申立期間①は国民年金の未加入期間とされているが、申立人が所持する年金手帳では、前述のとおり、「初めて被保険者となった日」が昭和 55 年 12 月 31 日と記載されており、双方で記録が相違していることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間②について、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者収滞納一覧表では、当該期間の国民年金保険料は「転入前他市区町村納付」として管理されていることが確認でき、同区によると、そのような収納状況の記録がなされるのは、保険料の領収書又は社会保険事務所(当時)に国民年金の被保険者の納付記録を確認した場合であるとしていることから、申立人が当該期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、口座振替により保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、大学を卒業するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。大学卒業後、平成7年4月に会社に就職したが、その後受け取った給与明細書を確認すると、同年同月及び同年5月の厚生年金保険料が控除されていないことが分かり、同年7月頃、その2か月分の国民年金保険料を、当時居住していた区の区役所で納付した。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、オンライン記録によると、平成8年7月8日に、申立期間のものと推認される納付書が発行されていることが確認でき、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したとする時期と相違しているものの、申立人は、20歳到達時から申立期間直前まで保険料を全て納付しており、同納付書により当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

神奈川国民年金 事案 5794

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月

私は、会社を退社した昭和57年3月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、未納期間が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年3月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入していることが、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から確認でき、加入手続を行っておきながら、その月の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間直前まで厚生年金保険の被保険者であり、その夫についても、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立期間の国民年金保険料の納付が困難であったことをうかがわせる特段の事情も見当たらない上、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に、友人から、一定期間国民年金保険料を納付しないと 60 歳になったときに国民年金を受給することができなくなると聞いたので、同年同月に、妻が区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、2 か月ごとに郵便局で夫婦二人分の保険料 6,700 円を納付していた。

申立期間②については、私の妻が昭和 59 年 11 月に私の付加年金の加入手続を行い、国民年金の定額保険料及び付加保険料を郵便局で納付していた。

申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その妻が昭和 59 年 11 月に申立人の付加年金の加入手続を行い、郵便局で付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が、当該期間の保険料を納付していたとする郵便局は実在し、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料を、付加保険料とともに納付しており、オンライン記録によると、申立人が付加保険料を納付する者でなくなる申出をした旨及び改めて付加年金の加入を申し出た旨の処理もなされていないことに加えて、当該期間の前後を通じて、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められな

いことから、当該期間の保険料を付加保険料を含めて納付していたと考えても不自然ではないとともに、当該期間は 24 か月と比較的短期間である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 50 年 4 月に、その妻が区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻が納付したとする保険料月額、実際の保険料月額と大きく乖離^{かい}している上、その妻も当該期間の保険料が未納となっている。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 59 年 11 月と推認でき、その時点で、申立人は 44 年*月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間①当時、当該期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①は、108 か月にも及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から62年9月まで

私は、昭和62年10月に、当時居住していた区の区役所で、国民年金第3号被保険者の手続を行った。同年12月頃、区役所又は社会保険事務所（当時）から、私宛てに「未納分があるので、遡れる最大の24か月分の国民年金保険料を納付するように。」との通知があり、夫が区役所又は社会保険事務所に電話を掛け、直接職員と話をした結果、納付することを了承した。私が区役所又は社会保険事務所に行くと、窓口の職員がその場で保険料の計算をし、その金額を記載した納付書を発行してくれ、私の年金手帳の国民年金の番号と「初めて被保険者となった日」を訂正した。後日、夫の銀行預金口座から17万円を引き出し、その納付書により銀行の窓口で約17万円を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年10月に、当時居住していた区の区役所で国民年金第3号被保険者の手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は、同年同月から同年11月までの間と推認されることに加え、年金手帳によると、当時居住していた区で、国民年金の加入手続が行われていたことが確認できることから、申立内容と一致する。

また、申立人及び申立期間の国民年金保険料を支出したとするその夫は、当該期間の保険料の納付に至る経緯、納付状況等について具体的に覚えている上、申立人が、遡れる期間の保険料として納付したとする金額約17万円

は、当該期間の保険料を実際に納付する場合に必要な金額である 17 万 40 円とほぼ同額であることから、申立期間の保険料を遡って納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成 2 年 3 月

私は、昭和 61 年 8 月末日に会社を退職したので、翌月、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私が金融機関で 1 か月当たり 7,000 円から 8,000 円を納付書により納付していた。

申立期間②については、平成 8 年か 9 年頃、過去に免除の申請を行った期間の国民年金保険料を追納することができると区役所又は社会保険事務所（当時）から通知が届いたので、納付書を作成してもらい、金融機関で当該期間の保険料を追納した。免除の申請を行った期間の保険料は全て追納したのに、当該期間だけが申請免除のままとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 61 年 9 月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により、1 か月当たり 7,000 円から 8,000 円の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料月額、当時の保険料月額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人のオンライン記録によると、平成 10 年 3 月に、申立期間①直前の昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録が未納から納付済みへ記録訂正されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある上、申立期間は 12 か月と短期間である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、平成8年又は9年頃に、当該期間の国民年金保険料を追納したと主張しているが、申立人のオンライン記録では、申立期間②前の昭和63年4月から平成元年6月までの期間及び2年4月から同年6月までの期間の保険料の追納申出は記録として残っているものの、申立期間②の保険料の追納申出をした形跡は無い。

また、申立人は、昭和63年4月の国民年金保険料の追納申出を平成10年3月に行っていることがオンライン記録から確認でき、先に経過した月の保険料から追納する制度となっていることから、それ以前に申立期間②の保険料の追納申出を行うことはできないことを踏まえると、申立人が当該期間の保険料を追納したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間となり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 4 月頃、自宅に来た集金人から国民年金の加入を勧められ夫婦二人で国民年金に加入したが、国民年金保険料は納付していなかった。その後、しばらくして、集金人から夫婦二人分の未納となっている過去の保険料を納付することができると聞き、納付しようとしたところ、集金人から、後日、納付書を持って来るまで待つように言われたが、私は、納付しなければならないものならばすぐに納付しようと思い、その場で保険料を遡って納付した。その際に、集金人が国民年金手帳に印紙を貼ったり、スタンプを押していたことを記憶している。集金人がいつ申立期間の領収書を持ってきたか記憶は無いが、私は確かに申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、しばらくしてから申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域では集金人による保険料徴収が行われていたことが確認できる上、申立人及びその妻の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和 40 年度の保険料を昭和 41 年 4 月 20 日に一括納付していることが確認できることから、その時点で、申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人は、昭和 40 年 4 月頃、集金人に国民年金の加入を勧められたこと、及び集金人から、本来集金人には収納することができない過年度の国

民年金保険料の納付書を準備するまで待つように言われたが、その場で過年度の保険料を集金人に納付したと述べるなど、申立内容は具体的かつ鮮明である。

さらに、申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は8か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年10月から13年6月までの期間は28万円、同年10月から14年9月までの期間及び同年11月から15年3月までの期間は30万円、同年4月から同年9月までの期間は32万円、同年10月から16年8月までの期間及び19年6月は30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年7月11日、同年12月12日、16年7月9日、同年12月15日、17年7月15日、同年12月15日、18年7月5日及び同年12月8日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額の記録を、15年7月11日は29万円、同年12月12日は29万7,000円、16年7月9日及び同年12月15日は29万8,000円、17年7月15日は30万2,000円、同年12月15日は29万6,000円、18年7月5日は30万4,000円、同年12月8日は29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年7月1日から21年9月26日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額32万円に、20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を19年7月から20年7月までは32万円に、同年9月から21年8月までは36万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成19年7月5日については19万2,000円、同年12月5日及び20年7月10日については32万4,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19年7月5日は19万2,000円に、同年12月5日及び20年7月10日は32万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで
② 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
③ 平成 14 年 11 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
④ 平成 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
⑤ 平成 19 年 7 月 1 日から 21 年 9 月 26 日まで
⑥ 平成 15 年 7 月 11 日
⑦ 平成 15 年 12 月 12 日
⑧ 平成 16 年 7 月 9 日
⑨ 平成 16 年 12 月 15 日
⑩ 平成 17 年 7 月 15 日
⑪ 平成 17 年 12 月 15 日
⑫ 平成 18 年 7 月 5 日
⑬ 平成 18 年 12 月 8 日
⑭ 平成 19 年 7 月 5 日
⑮ 平成 19 年 12 月 5 日
⑯ 平成 20 年 7 月 10 日

ねんきん定期便に記載されている A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額や標準賞与額及び厚生年金保険料納付額の月別状況を見ると、私の給与や賞与から控除されている厚生年金保険料額よりも低くなっていると思う。

A 社は社会保険事務所（当時）に対して、事実と違う届出をしていると思うので、申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までの標準報酬月額及び申立期間⑥から⑯までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとし

ている。

申立期間①から④までの期間に係る標準報酬月額及び申立期間⑥から⑬までの標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑤に係る標準報酬月額及び申立期間⑭から⑯までの標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から④まで及び申立期間⑥から⑬までについて、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、申立期間③のうち平成15年10月から16年8月までの期間及び申立期間④に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は28万円、申立期間③のうち15年10月から16年8月までの期間及び申立期間④は30万円に訂正することが必要である。

また、申立人が給与明細書を所持していない申立期間②及び申立期間③のうち平成14年11月から15年9月までの標準報酬月額は、申立人が所持していた当該期間の前後の給与明細書、13年源泉徴収票、14年源泉徴収票、15年源泉徴収票及び破産管財人から提出された同年源泉徴収簿において推認できる厚生年金保険料又は給与支給額から、申立期間②及び申立期間③のうち14年11月から15年3月までは30万円、申立期間③のうち同年4月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間⑦、⑧、⑩から⑬までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間⑦は29万7,000円、申立期間⑧は29万8,000円、申立期間⑩は30万2,000円、申立期間⑪は29万6,000円、申立期間⑫は30万4,000円、申立期間⑬は29万円に訂正することが必要である。

加えて、申立期間⑥及び⑨については、破産管財人が提出した源泉徴収簿により、申立人は当該賞与に係る社会保険料が控除されていることが確認できるところ、申立人が当該賞与において源泉控除された厚生年金保険料は、同僚が所持していた当該期間の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料率によって控除されていたと推認できることから、当該期間に係る標準賞与額は、上記源泉徴収簿から推認される厚生年金保険料額又は源泉徴収簿で確認できる賞与支給額から、申立期間⑥は29万円、申

立期間⑨は 29 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としているが、申立人からの申立期間における年金記録についての問い合わせに対し、事業主が、「業況不振のため、経費削減策として、実際より低額の届出を社会保険事務所に対して行っていた。」旨の回答をしている上、申立期間①、申立期間③のうち平成 15 年 10 月から 16 年 8 月までの期間及び申立期間④について、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、19 年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 6 月から同年 8 月までの期間については、当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていること、申立期間⑧、申立期間⑩から⑬までに係る賞与支払届から、事業主がオンライン記録どおりの賞与支払届を届け出ていることから、事業主が申立期間①から④まで及び申立期間⑥から⑬までについて、オンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成 19 年 7 月及び同年 8 月は 15 万円、同年 9 月から 20 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月から同年 7 月までは 16 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 32 万円、21 年 1 月から同年 8 月までは 22 万円と記録されているが、給与支払明細書又は源泉徴収簿及び給与台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 19 年 4 月から同年 6 月までの期間は標準報酬月額 32 万円に、20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を、平成 19 年 7 月から 20 年 7 月までは 32 万円に、同年 9 月から 21 年 8 月までは 36 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑭、⑮及び⑯の標準賞与額については、賞与支払明細書、破産管財人が提出した源泉徴収簿又は賞与台帳により、当該期間に係る標準賞与額が申立期間⑭は 19 万 2,000 円、申立期間⑮及び⑯は 32 万 4,000 円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、申立期間⑭は 19 万 2,000 円、申立期間⑮及び⑯は 32 万 4,000 円に訂正することが必要である。

一方、申立期間⑤のうち、平成 20 年 8 月については、19 年 9 月から 20 年 8 月までの標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額は 32 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できるが、オンライン記録の標準報酬月額は 32 万円となっていることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月までの期間及び同年11月から16年8月までの期間は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、19年5月及び同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は28万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年7月11日、同年12月12日、16年7月9日、同年12月15日、17年7月15日、同年12月15日、18年7月5日、同年12月8日及び19年7月5日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額の記録を、15年7月11日及び同年12月12日は26万4,000円、16年7月9日は27万3,000円、同年12月15日は26万5,000円、17年7月15日は27万7,000円、同年12月15日は27万円、18年7月5日は27万9,000円、同年12月8日は27万3,000円及び19年7月5日は29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から21年10月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が、20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が、21年1月から同年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年9月から20年7月までは30万円に、同年9月から21年3月までは32万円に、同年4月から同年9月までは36万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成19年12月5日については28万6,000円、20年7月10日については29万6,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19年12月5日は28万6,000円に、20年7月10日は29万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 7 月 1 日から 21 年 10 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 11 日
③ 平成 15 年 12 月 12 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 16 年 12 月 15 日
⑥ 平成 17 年 7 月 15 日
⑦ 平成 17 年 12 月 15 日
⑧ 平成 18 年 7 月 5 日
⑨ 平成 18 年 12 月 8 日
⑩ 平成 19 年 7 月 5 日
⑪ 平成 19 年 12 月 5 日
⑫ 平成 20 年 7 月 10 日

私が勤務していたA社における平成 13 年 7 月 1 日から 21 年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額記録が給与支払額と相違している。

また、平成 15 年 7 月から 19 年 7 月までの期間に毎年 2 回、及び 20 年 7 月の合計 11 回支給された賞与についても、厚生年金保険の標準賞与額の記録と支払額が相違している。給与明細書等の資料を提出するので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑫までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成13年7月1日から19年9月1日までの期間に係る標準報酬月額及び申立期間②から⑩までの標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち同年9月1日から21年10月1日までの期間の標準報酬月額及び申立期間⑪及び⑫の標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成13年7月1日から19年9月1日までの期間及び申立期間②から⑩までについて、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち平成13年10月から14年9月まで、15年1月から16年8月まで、同年11月、同年12月及び19年5月から同年8月までの標準報酬月額について、申立人から提出のあった給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、13年10月から14年9月までの期間及び15年1月から16年8月までの期間は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、19年5月及び同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち申立人が給与明細書を所持していない平成14年11月及び同年12月の標準報酬月額は、その前後の給与明細書で確認できる差引き支給額及び申立人名義の普通預金通帳の給与振込額から判断すると、給与支給額と厚生年金保険料は上記同年9月と同額と推認できることから、同年11月及び同年12月は26万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間②から④まで、⑥及び⑨の標準賞与額については、申立人から提出のあった賞与支払明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間②及び③は26万4,000円、申立期間④は27万3,000円、申立期間⑥は27万7,000円、申立期間⑨は27万3,000円に訂正することが必要である。

加えて、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑩については、破産管財人が提出した源泉徴収簿により、申立人は当該賞与に係る社会保険料が控除されていることが確認できるところ、同僚が所持していた当該期間の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料率によって申立人についても厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、上記源泉徴収簿から推認される厚生年金保険料又は源泉徴収簿で確認できる賞与支給額から、申立期間⑤は26万5,000円、申立期間⑦は27万円、申立期間⑧は27万

9,000円、申立期間⑩は29万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成13年7月、同年9月、14年10月、16年9月、同年10月及び17年1月から19年4月までの期間については、オンライン記録における標準報酬月額が、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる給与支給額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致しており、申立人が給与支払明細書を所持していない13年8月についても、上記同年9月の給与明細書で確認できる差引き支給額及び申立人名義の普通預金通帳の給与振込額から判断すると、給与支給額と厚生年金保険料額は同年9月と同額と推認でき、同年8月の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していると考えられることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としているが、申立人からの当該期間における年金記録についての問い合わせに対し、事業主が、「業況不振のため、経費削減策として、実際より低額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていた。」と回答している上、申立期間①のうち、平成13年10月から14年9月までの期間、15年1月から16年8月までの期間、同年11月、同年12月及び19年5月から同年8月までの期間について、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、同年3月から同年5月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間については、当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていること、申立期間④及び⑥から⑩までに係る賞与支払届から、事業主がオンライン記録どおりの賞与支払届を届け出ていることから、事業主が申立期間①のうち、13年10月1日から14年10月1日までの期間、同年11月1日から16年9月1日までの期間、同年11月1日から17年1月1日までの期間、19年5月1日から同年9月1日までの期間及び申立期間②から⑩までについて、オンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成19年9月1日から21年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年9月から20年2月は28万円、同年3月から同年7月までは19万円、同年8月から同年12月までは30万円、21年1月から同年9月までは19万円

と記録されている。しかし、給与支払明細書又は給与台帳によると、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 30 万円に、20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に、21 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間は標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額を、平成 19 年 9 月から 20 年 7 月までは 30 万円に、同年 9 月から 21 年 3 月までは 32 万円に、同年 4 月から同年 9 月までは 36 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑪及び⑫については、破産管財人が提出した源泉徴収簿又は賞与台帳により、当該期間に係る標準賞与額が申立期間⑪は 28 万 6,000 円、申立期間⑫は 29 万 6,000 円に相当する賞与が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を、申立期間⑪は 28 万 6,000 円、申立期間⑫は 29 万 6,000 円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成 20 年 8 月については、19 年 9 月から 20 年 8 月までの標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額は 30 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できるが、オンライン記録の標準報酬月額は 30 万円となっていることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年11月から16年8月までの期間及び19年6月から同年8月までの期間を41万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年7月11日、同年12月12日、16年7月9日、同年12月15日、17年7月15日、同年12月15日、18年7月5日、同年12月8日及び19年7月5日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額の記録を、15年7月11日は41万2,000円、同年12月12日は43万2,000円、16年7月9日は40万7,000円、同年12月15日は40万3,000円、17年7月15日は40万9,000円、同年12月15日は39万9,000円、18年7月5日は43万4,000円、同年12月8日は40万4,000円、19年7月5日は43万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から21年10月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が、21年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年9月から21年8月までは44万円に、同年9月は30万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成19年12月5日については47万6,000円、20年7月10日については45万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19年12月5日は47万6,000円に、20年7月10日は45万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 13 年 1 月 1 日から 21 年 10 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 11 日
③ 平成 15 年 12 月 12 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 16 年 12 月 15 日
⑥ 平成 17 年 7 月 15 日
⑦ 平成 17 年 12 月 15 日
⑧ 平成 18 年 7 月 5 日
⑨ 平成 18 年 12 月 8 日
⑩ 平成 19 年 7 月 5 日
⑪ 平成 19 年 12 月 5 日
⑫ 平成 20 年 7 月 10 日

私が勤務していた A 社に係る平成 13 年 1 月 1 日から 21 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額及び 15 年 7 月から 20 年 7 月までに支給された 11 回の標準賞与額が実態と相違しているので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑫までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成 13 年 1 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間及び申立期間②から⑩までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、同年 9 月 1 日から 21 年 10 月 1 日までの期間、申立期間⑪及び⑫については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成13年1月1日から19年9月1日までの期間及び申立期間②から⑩までについて、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与総支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年11月から16年8月までの期間及び19年6月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが必要である。

また、申立期間②から④まで及び申立期間⑥から⑩までの標準賞与額については、申立人から提出のあった賞与支払明細書において確認できる賞与総支給額又は保険料控除額から、申立期間②は41万2,000円、申立期間③は43万2,000円、申立期間④は40万7,000円、申立期間⑥は40万9,000円、申立期間⑦は39万9,000円、申立期間⑧は43万4,000円、申立期間⑨は40万4,000円、申立期間⑩は43万4,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間⑤について、破産管財人が提出した源泉徴収簿により、申立人は、当該賞与に係る社会保険料が控除されていることが確認できるところ、申立人が当該賞与において源泉控除された厚生年金保険料は同僚が所持していた当該期間の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、当該期間に係る標準賞与額は、上記源泉徴収簿から推認される保険料控除額から、40万3,000円と訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成13年1月から14年10月までの期間、16年9月から同年12月までの期間、17年4月、同年5月、同年7月、同年9月から18年5月までの期間及び同年7月から19年5月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録における標準報酬月額が、給与支払明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は上回っており、申立人が給与支払明細書を所持していない17年1月から同年3月まで、同年6月、同年8月及び18年6月についても、その前後の給与支払明細書から判断すると、オンライン記録における標準報酬月額が保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していると考えられることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成14年11月1日から16年9月1日までの期間、19年6月1日から同年9月1日までの期間

及び申立期間②から⑩までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、申立人からの申立期間における年金記録についての問い合わせに対し、事業主が「業況不振のため、経費削減策として、実際より低額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていた。」旨の回答をしている上、申立期間①のうち、14年11月1日から16年9月1日までの期間については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないこと、19年6月1日から同年9月1日までの期間については当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていること、申立期間④及び⑥から⑩までに係る賞与支払届から、事業主がオンライン記録どおりの賞与額を届け出ていることから、事業主が申立期間①のうち、14年11月1日から16年9月1日までの期間、19年6月1日から同年9月1日までの期間及び申立期間②から⑩までについて、オンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び賞与額に見合う厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年9月1日から21年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年9月から20年2月までは41万円、同年3月から同年7月までは22万円、同年8月から同年12月までは41万円、21年1月から同年8月までは28万円、同年9月は26万円と記録されている。しかし、給与支払明細書又は給与台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額44万円に、21年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を、平成19年9月から21年8月までは44万円、同年9月は30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑪及び⑫については、破産管財人が提出した源泉徴収簿又は賞与台帳により、当該期間に係る標準賞与額が申立期間⑪は47万6,000円、申立期間⑫は45万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を申立期間⑪は47万6,000円に、申立期間⑫は45万5,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成19年6月から同年8月までを28万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年7月5日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を26万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から21年10月2日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が、21年1月から同年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年9月から21年3月までは32万円に、同年4月から同年9月までは36万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成19年12月5日については28万5,000円、20年7月10日については28万3,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19年12月5日は28万5,000円に、20年7月10日は28万3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月1日から21年10月2日まで

- ② 平成 19 年 7 月 5 日
- ③ 平成 19 年 12 月 5 日
- ④ 平成 20 年 7 月 10 日

私が勤務していた A 社に係る平成 19 年 3 月 1 日から 21 年 10 月 2 日までの期間の標準報酬月額及び 19 年 7 月から 20 年 7 月までに支給された 3 回の標準賞与額が実態と相違しているので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から④までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成 19 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額及び申立期間②の標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、同年 9 月 1 日から 21 年 10 月 2 日までの期間に係る標準報酬月額並びに申立期間③及び④の標準賞与額については、本申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び申立期間②について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 19 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、26 万 1,000 円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち平成 19 年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額については、オンライン記録における標準報酬月額が、給与支払明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、申立人からの当該期間における年金記録についての問い合わせに対し、事業主が「業況不振のため、経費削減策として、実際より低額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていた。」旨の回答をしている上、申立期間①のうち、同年 6 月から同年 8 月までの期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていること、申立期間②に係る賞与支払届から、事業主がオンライン記録どおりの賞与額を届け出ていることから、事業主がオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 19 年 9 月 1 日から 21 年 10 月 2 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19 年 9 月から 20 年 2 月までは 28 万円、同年 3 月から同年 7 月までは 16 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 28 万円、21 年 1 月から同年 9 月までは 19 万円と記録されている。しかし、給与支払明細書又は給与台帳によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 20 年 4 月から同年 6 月までの期間は、標準報酬月額 32 万円に、21 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間は標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 19 年 9 月から 21 年 3 月までは 32 万円に、同年 4 月から同年 9 月までは 36 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③及び④については、申立人が提出した賞与支払明細書又は破産管財人が提出した賞与台帳により、当該期間に係る標準賞与額が申立期間③は 28 万 5,000 円、申立期間④は 28 万 3,000 円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を申立期間③は 28 万 5,000 円及び申立期間④は 28 万 3,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月11日、同年12月12日、16年7月9日、同年12月15日、17年7月15日、同年12月15日、18年7月5日、同年12月8日及び19年7月5日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額の記録を、15年7月11日は24万円、同年12月12日は23万4,000円に、16年7月9日は22万6,000円に、同年12月15日は23万4,000円に、17年7月15日は24万2,000円に、同年12月15日は22万4,000円に、18年7月5日は26万円に、同年12月8日及び19年7月5日は25万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年6月から同年8月までの標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成19年12月5日については24万1,000円、20年7月10日については24万2,000円、同年12月29日については24万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19年12月5日は24万1,000円に、20年7月10日は24万2,000円に、同年12月29日は24万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成20年3月1日から21年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが認められることから、申立人の当該期間のA社における標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 11 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 7 月 9 日
④ 平成 16 年 12 月 15 日
⑤ 平成 17 年 7 月 15 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
⑦ 平成 18 年 7 月 5 日
⑧ 平成 18 年 12 月 8 日
⑨ 平成 19 年 7 月 5 日
⑩ 平成 19 年 12 月 5 日
⑪ 平成 20 年 7 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 29 日
⑬ 平成 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
⑭ 平成 20 年 3 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで

私が勤務していた A 社に係る平成 15 年 7 月から 20 年 12 月までに支給された 12 回の標準賞与額及び 19 年 6 月から同年 8 月までの期間及び 20 年 3 月から 21 年 8 月までの期間の標準報酬月額が実態と相違しているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑫までの標準賞与額並びに申立期間⑬及び⑭の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑨までの標準賞与額及び申立期間⑬の期間に係る標準報酬月額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑩から⑫まで及び⑭については、本件申立日において保険料徴収権が時効に

より消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑨まで及び⑬について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額又は標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額又は報酬月額のそれぞれに基づく標準賞与額又は標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準賞与額又は標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる賞与総支給額又は保険料控除額から申立期間①は 24 万円に、申立期間②は 23 万 4,000 円に、申立期間③は 22 万 6,000 円に、申立期間④は 23 万 4,000 円に、申立期間⑤は 24 万 2,000 円に、申立期間⑥は 22 万 4,000 円に、申立期間⑦は 26 万円に、申立期間⑧及び⑨は 25 万 2,000 円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑬の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書及び破産管財人が提出した給与台帳において確認できる給与総支給額又は厚生年金保険料控除額から、26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、申立人と同様に記録の訂正を求めている同僚の申立期間における年金記録についての問い合わせに対し、事業主が、「業況不振のため、経費節減策として、実際より低額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていた。」と回答している上、申立期間③及び⑤から⑨までに係る賞与支払届から、事業主がオンライン記録どおりの賞与額を届け出ていること、申立期間⑬については、当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることから、事業主は、申立期間①から⑨まで及び⑬について、オンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額及び報酬月額に見合う厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑩から⑫までについては、賞与支払明細書又は破産管財人が提出した賞与台帳により、当該期間に係る標準賞与額が申立期間⑩は 24 万 1,000 円、申立期間⑪は 24 万 2,000 円、申立期間⑫は 24 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を申立期間⑩は 24 万 1,000 円に、申立期間⑪は 24 万 2,000 円に、申立期間⑫は 24 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑭に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成 20 年 3 月から同年 7 月までは 16 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 28 万円、21 年 1 月から同年 8 月までは 18 万円と記録されている。

しかし、給与支払明細書又は給与台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 19 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 20 年 4 月から同年 6 月までの期間は、標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における申立期間⑭の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる 19 年 5 月及び同年 6 月は、標準報酬月額 56 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 20 年 6 月から同年 8 月までは 56 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、平成 19 年*月に 60 歳になり、それまで勤務していた B 社から関連会社の A 社に転籍したが、両社の勤務期間のうち、給与の総支給額と比べて低い標準報酬月額が記録されている期間がある。

厚生年金保険の記録では、B 社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は 44 万円、A 社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額は 53 万円となっているが、実際の報酬額は、申立期間①及び申立期間②のうち 19 年 9 月から 20 年 5 月までは 56 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 62 万円であるはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判

断することとしている。

申立期間のうち、平成 18 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 19 年 9 月 1 日から 20 年 6 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②のうち、平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 53 万円と記録されている。

しかしながら、A社が保管している平成 19 年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び申立人が所持している同年 4 月から同年 6 月までの同社に係る給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる同年 5 月及び同年 6 月は（同年 4 月は、報酬の支払の基礎となった日数が 17 日未満であるため除く。）標準報酬月額 56 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 6 月から同年 8 月までは 56 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、申立人は、平成 18 年 4 月から報酬額が上がったと述べているが、B 社から提出された同年の賃金台帳において、当該期間の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額（44 万円）に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

また、B 社は、標準報酬月額の随時改定の届出は、報酬月額の変動が生じた 3 か月後に行っている旨を回答しているところ、オンライン記録において、当該期間の翌月である平成 18 年 7 月に、申立人の標準報酬月額は、44 万円から 56 万円に変更されていることが確認できる。

申立期間②のうち、平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 6 月 1 日までの期間について、申立人が所持している当該期間に係る給与明細書から、当該期間の標準報酬月額として認定される額は 53 万円であり、当該額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び申立期間②のうち、平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 6 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A県B教育事務所（現在は、C教育事務所）における資格取得日に係る記録を昭和56年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月16日から同年10月1日まで

私は、昭和56年4月16日から同年9月30日まで、A県B教育事務所所属し、同県D市立E小学校において教員（臨時的任用職員）として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県D市立E小学校の保管する申立人の履歴書に、「昭和56年4月16日、A県D市公立学校教員に任命する。」、「昭和56年7月10日、任用期間を同年10月10日まで更新する。」、「昭和56年10月11日、任用期間を57年3月31日まで更新する。」、「昭和56年10月31日、願いによりA県D市公立学校教員を免ずる。」と記載されているところ、A県D市立E小学校は、前記の履歴書について、「学歴欄以外は、基本的に学校側（学校長又は事務担当者）が辞令を見ながら記載し、毎年監査もあることから、記載内容は正確である。」と回答していることから、申立人が申立期間において、同校に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A県B教育事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録がある同僚（中学教員）の所持する辞令には、「昭和56年9月1日、A県F郡G町公立学校教員に任命する。任用期間は同年11月30日までと

する。」との記載があり、全ての任用期間について、同事務所の被保険者期間となっていることが確認できる。

さらに、申立期間より後に、A県B教育事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録がある同僚（小学教員）の所持する履歴書には、「昭和 57 年 3 月 7 日、A 県 I 市公立学校教員に任命する。任用期間は同年 6 月 12 日までとする。」、「昭和 57 年 6 月 22 日、任用期間は同年 6 月 21 日までとする。」、「昭和 57 年 6 月 13 日、任用期間は同年 8 月 31 日までとする。」との記載があり、全ての任用期間について、同事務所における被保険者期間となっていることが確認できることから、同事務所では、「市町村立小・中学校の臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の適用事業所の変更について（通知）」に基づき、短期間の雇用の場合を含め、被保険者要件に該当した場合には、被保険者とする取扱いがあったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA県B教育事務所における昭和 56 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立期間に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は社会保険事務所へオンライン記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月31日から同年11月1日まで
私は、昭和48年6月11日にA社に入社し、同年10月末まで勤務していた。厚生年金保険の記録によると、同年10月31日に同社の被保険者資格を喪失しており、同年10月が被保険者期間になっていないが、同年6月から同年10月までの給料から厚生年金保険料が控除されており、納得できないので申立期間の厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する申立期間に係る給料支払明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記の給料支払明細書において確認できる給与総支給額から、4万2,000円とすることが

必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、厚生年金基金及び健康保険組合の資格喪失日が昭和 48 年 10 月 31 日となっている上、事業主が資格喪失日を同年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年5月31日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月31日から62年3月31日まで
A社には昭和61年3月に入社し、62年3月末まで勤務していたはずだが、厚生年金保険被保険者記録は61年3月3日から同年5月31日までとなっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和61年3月3日から62年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、61年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社は、昭和61年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われている。

しかし、昭和61年5月31日にA社で被保険者資格を喪失している申立人を含む4名に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失日以降である同年10月1日の定時決定が記録されていることが確認できる。

また、上記4名のうち、健康保険被保険者証の返納日が確認できる3名については、いずれも返納した月が昭和61年11月となっている上、申立人及び上記4名のうち1名は、同年11月から国民年金保険料を納付していることから、当該喪失に係る処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の同年11月に行われたものと推認できる。

さらに、雇用保険の加入記録及び商業登記簿謄本から、昭和 61 年 10 月 31 日において A 社には、5 名以上の社員が存在していたことが確認できることから、同社は、同日においても厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 61 年 5 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る資格喪失日は、同年 11 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 61 年 5 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、A 社に係る申立人の被保険者原票における当該期間の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 3 月 31 日までの期間について、前述のように、雇用保険の加入記録から申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該期間については、事業主及び同僚から保険料の控除についての証言は得られなかった上、申立人は、A 社において、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、前述のように、申立人は、当該期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年3月21日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和46年8月31日から同年9月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を同年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月21日から同年5月1日まで
② 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和38年3月から平成15年12月まで、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和43年5月1日付けで同社C支店から同社E支店に転勤した時、及び46年8月31日付けで出向先の関連会社F社からA社D支店に異動した時の記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の事業主から提出された申立人に係る在職証明書及び雇用保険の記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社E支店に異動）、当該期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚の証言から、昭和 43 年 5 月 1 日とすることが必要である。

また当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 43 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、A 社 C 支店は昭和 58 年 12 月 16 日に適用事業所でなくなっている上、当時の社会保険事務責任者も既に死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記の申立人に係る在職証明書及び雇用保険の記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人が A 社に継続して勤務し（F 社から A 社 D 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、昭和 46 年 8 月 31 日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社 D 支店における昭和 46 年 9 月の社会保険事務所の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成19年2月28日にA社を退職し、国民年金加入手続のために市役所へ行った。その際に、同社からの退職証明がなかったため、同市役所の担当者が同社に電話をし、「平成19年2月28日退職、厚生年金保険は、同年3月1日資格喪失。」と確認を取った上で、同年3月1日に国民年金加入となる手続を行った。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する申立人の従業員（個人別）データ及び賃金台帳から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳の申立期間に係る保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出を誤ったと回答している上、事業主が資格喪失日を平成19年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 47 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 29 日から同年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、平成 16 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、申立期間当時は標準報酬月額 47 万円に見合う給与を受け取っていた。会社が当時の給料明細書を保管しているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社が保管する給料明細書から、申立人が標準報酬月額 47 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月1日から同年4月5日まで

A社がB社を設立するので、私は、その設立準備のため、昭和40年3月にA社に入社した。B社の営業開始後は、所長として勤務していた。厚生年金保険の記録によると、この異動時である申立期間の記録が無いが、健康保険にも加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者のB社の設立経緯等に係る回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、B社に昭和41年4月から採用された同僚は、「申立人は、昭和41年4月になって、B社の所長に就任した。」と供述していることから、41年4月5日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は当時の資料が無く不明と回答しているが、厚生年金保険の

記録における資格喪失日が健康保険組合の記録における資格喪失日と同じであり、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 41 年 2 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月及び同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年9月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和17年6月1日であったと認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年9月1日まで
② 昭和29年6月20日から36年2月10日まで

私は、昭和8年頃にA社に入社し、B職として同社に勤務していた。16年7月16日に同社に在籍のまま陸軍に召集され、終戦後、同社に戻ると焼け野原で会社がなくなっていた。私の年金記録を見ると、従軍した際の労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

また、終戦後、C市に移転していたA社の工場に再びB職として勤務し、事業所がD社になった後も勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

申立期間において、確かに勤務していたので、申立期間を労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が、昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、資格喪失日が記載されていない基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当該期間当時、上記被保険者名簿に被保険者記録のある同僚は、A社の従業員で上記の被保険者と同姓同名の者は申立人のほかにはいなかったと証言している上、当該被保険者記録の記号番号は、申立人が昭和21年11月1日に被保険者資格を取得した際の記号番号と同一の記号番号であることから、当該被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

また、E県福祉保健部福祉保健課が保管している申立人に係る陸軍兵籍から、申立人は昭和16年7月16日に陸軍に召集され、21年1月17日に召集解除されていることが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第59条の2において、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における労働者年金保険被保険者資格の取得日は昭和17年6月1日とし、かつ、申立人の同社における同資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である20年9月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から、申立人が当該期間において、D社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社は昭和36年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D社に昭和33年頃に入社したとする同僚の厚生年金保険の資格取得日は、同社が適用事業所となった36年2月1日であることが確認できる。

さらに、申立人の記憶する工場長の厚生年金保険加入記録を確認したところ、申立人と同日の昭和36年2月10日に資格取得しており、当該期間において被保険者記録は見当たらない。

加えて、当該期間当時のD社の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年7月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、11年7月から同年9月までは22万円、同年10月から12年9月までは20万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から13年11月12日まで
オンライン記録によると、A社に勤務していた期間のうち、平成11年7月から13年10月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が11万円となっているが、実際には22万円の給与を受け取っており、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。標準報酬月額が相違しているのは納得できないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年7月1日から12年10月1日までの期間について、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、当該期間のうち11年7月から同年9月までは22万円、同年10月は20万円と記録されていたところ、同年11月8日付けで、遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社に係る厚生年金保険被保険者16人のうち、申立人を含む12人の標準報酬月額が、平成11年11月8日付けで、同年7月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、年金事務所から提供された保険料収納状況照会回答票から、A社が当該期間において、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成11年11月8日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該遡及

訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成11年7月から12年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11年7月から同年9月までは22万円、同年10月から12年9月までは20万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年10月1日までの期間について、申立人は、当時の給与の手取額は22万円であり、当該期間の標準報酬月額の記録は相違していると主張しているが、事業主からの回答は得られず、申立人も当該期間における給与明細書等を所持していないことから、これを確認することができない。

一方、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年11月12日までの期間について、当該期間の標準報酬月額は、12年10月1日の定時決定で11万円と記録され、その後の13年10月1日の定時決定においても11万円と記録されており、遡って訂正が行われた形跡も無い上、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、事業主からの回答は得られず、申立人も当該期間における給与明細書等を所持していないことから、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年12月6日から20年9月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については50円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和23年7月1日から同年10月31日までの期間について、事業主は、申立人が同年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年7月は600円、同年8月及び同年9月は8,100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年12月6日から20年9月1日まで
② 昭和23年7月1日から同年10月31日まで

A社B工場には、終戦後まで勤務したにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和23年からD市E地区で進駐軍に関係する仕事に従事したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和16年4月に、申立人と共にA社B工場にF職として入社し、申立人と同様の業務に従事した同学年の複数の同僚が、

「申立人とは、A社B工場で、終戦まで共に勤務していた。」と証言している上、そのうちの1名は、「当時、戦時下であったため、簡単に退職できず、入隊及び病気以外の理由により、離職した同期入社者はいなかった。」と供述していることから、申立人は、当該期間において同社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に、申立人の資格喪失日は記載されていないところ、日本年金機構は、「健康保険労働者年金保険被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない理由は不明であるが、戦時中の記録であって、当該被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない場合には、一般的に事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）を厚生年金保険の資格喪失日とする取扱いがあった。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同様に、被保険者資格の喪失日が記載されておらず、「終戦まで勤務していた。」と供述している複数の同僚のオンライン記録における資格喪失日は、A社B工場の全喪日である昭和20年9月1日とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和20年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和19年11月の社会保険事務所の記録から50円とすることが妥当である。

申立期間②について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名で、生年月日が同一である者が、昭和23年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月31日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人が供述している当該期間当時の勤務地、業務内容等は、C社の所在地、事業内容と極めて近似していることから、申立人は同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿に係る被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和23年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和23年7月は600円、同年8月及び同年9月は8,100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年8月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から37年7月15日まで
私は、昭和31年3月1日から37年7月14日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されていると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和32年8月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録における申立人の当該期間の標準報酬月額は1万6,000円となっているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、1万8,000円と記載されており、その当時の標準報酬月額の最高等級であることが確認できる。

また、申立人は、「親方と二人請けで仕事をしており、給料は二等分していた。」と主張しているところ、当該期間の親方のオンライン記録と申立人の上記の被保険者名簿における標準報酬月額は同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た当該期間の標準報酬月額は1万8,000円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和31年3月1日から32年8月1日までの期間及び同年10月1日から37年7月15日までの期間については、申立人は、当該期間における給与明細書を所持していないため、厚生年金保険料

の控除額について確認することができない。

また、A社の当該期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の保険料控除について聴取することができない上、同社は昭和 37 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の保険料控除については不明である。

さらに、当時の同僚は、「当時、支給されていた給料額について、はっきり覚えてはいないが、自身の厚生年金保険の記録に間違いがあるとは思っていない。」と供述しているほか、上記の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ても、当該期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 7 月 29 日まで
② 昭和 38 年 2 月 14 日から 41 年 3 月 1 日まで
平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきが届き、申立期間については脱退手当金を支給済みであることを知った。
脱退手当金の手続をした記憶も金銭を受け取った記憶も無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 508 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年10月5日から44年5月27日までの期間について、A社の事業主は、申立人が43年10月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年5月27日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月頃から35年4月頃まで
② 昭和43年10月頃から44年5月頃まで

私は、昭和33年10月頃から35年4月頃まで、B事業所に勤務していた。また、43年10月頃から44年5月頃までC事業所内にあったD店（A社が経営）に勤務していた。しかし、いずれの期間も厚生年金保険被保険者の記録が無い。給与明細書等は残っていないが、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名（名の漢字が一字相違。）で生年月日の年が7年相違する者が昭和43年10月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年5月27日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の生年月日は年が6年異なる「昭和15年*月*日」と記載されているものの、申立人の氏名は、上記被保険者名簿と一致していることが確

認できる。

さらに、申立人は、C事業所内にあったD店に勤務していたと供述しているところ、C事業所から、当該期間当時、同事業所内にA社が経営するD店があったとの回答が得られたことから、当該期間において、申立人がA社経営のD店に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和43年10月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年5月27日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、オンライン記録により、B事業所は、昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当該期間において適用事業所となっていないことが確認でき、事業主の連絡先も不明なため、申立人の勤務実態について、照会を行うことができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「B事業所は、昭和33年ぐらいに関連事業所を含め全部閉鎖した。私もその後は、同事業所及びその関連事業所には勤務していない。」と述べ、また、別の同僚は、「昭和33年当時にB事業所及びその関連事業所は全て閉鎖した。その後は、同事業所及びその関連事業所に日本人が勤務できる施設は無かった。」と供述しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年10月1日から2年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年2月28日から同年3月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年3月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月1日から2年10月1日まで
② 平成3年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間①の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額より低く記録されている。

また、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。平成3年2月末まで勤務していたので記録が無いのはおかしい。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年2月28日）より後の同年4月4日に、遡って32万円に引き下げているが、社会保険事務所においてこのような遡った訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録のあった者の大多数について、申立人の遡及訂正処理日と同日に標準報酬月額の遡及訂

正処理が行われており、その訂正期間も申立人と同一である。

さらに、上記同僚の一人が所持している平成元年 10 月分から 2 年 9 月分までの給与明細書には、訂正前の標準報酬月額に見合った保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な訂正処理が行われたとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は平成 3 年 2 月 28 日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成 3 年 2 月 28 日となっているが、当該喪失処理は、上記の訂正処理が行われた日と同日である同年 4 月 4 日付けで行われていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の A 社に係る資格喪失日を平成 3 年 2 月 28 日に行う合理的理由は無く、資格喪失日に係る有効な処理があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である同年 3 月 1 日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人の A 社における平成 3 年 1 月のオンライン記録から 38 万円とすることが妥当と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

平成 10 年 4 月 6 日から 19 年 3 月 20 日まで A 社に勤務していたが、16 年 12 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書及び A 社が保管している賞与支給一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の賞与額及び保険料控除額から 32 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から35年3月25日まで
② 昭和35年5月1日から36年12月2日まで

年金事務所から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきが届き、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と2回にわたる申立期間である被保険者期間は同一事業所で、かつ、同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間より前の2回の被保険者期間についても、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、そのうちの1回は申立人が最初に勤務した事業所に係る被保険者期間であることから、申立人がこれを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間に係る事業所は、申立期間当時、退職者に脱退手当金に関する説明を行っておらず、代理請求も行っていなかったと回答している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和36年8月1日から同年9月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月1日から同年9月1日まで
② 昭和36年8月30日から39年5月31日まで

私は、昭和36年8月1日から同年8月31日までA社に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が脱退手当金を支給済みとなっているが、受け取った記憶は無いので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、姓が同一で、名の字が異なり、生年月日が同じ者が昭和36年8月1日に被保険者の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、A社の上司及び同僚の名前を鮮明に記憶している上、若い頃は自身の名を前述の字を使っていたと供述している。

さらに、同僚の一人は、「申立人とA社で同じ仕事をした。同社の倒産後は、一緒に次の会社に入った。」と証言していることから、上記の被保

険者記録は、申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 36 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できる。

また、申立人の当該期間の脱退手当金は、B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後に支給決定されている上、支給月数に誤りは無く、支給金額も法定支給額と一致しているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者資格取得日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月から同年12月までは4万5,000円、45年1月から同年3月までは6万円、同年4月及び同年5月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月1日から45年6月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び事業主の証言並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再度、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、申立人と同様の被保険者記録となっている同僚は、その所持する給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、「申立人は、私と同じ職種であった。私だけが保険料を控除されていたということは無いと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録及び上記同僚の所持する給与明細書で確認できる保険料控除額の推移から、同年8月から同年12月までは4万5,000円、45年1月から同年3月までは6万円、同年4月及び同年5月は7万2,000円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所となっていないが、閉鎖登記簿謄本から同社が法人の事業所であったことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社において昭和44年8月1日に16名が資格を喪失しており、うち11名は同社の45年6月1日の新規適用日において資格を再度取得していることが確認できる上、申立期間当時の従業員は10名から20名程度であり、申立期間中も通常と変わることなく操業していたと複数の同僚が供述していることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 24 日から 46 年 5 月 1 日まで

私は、A社を出産のために退職した。夫が請求したのかもしれないが、私は、脱退手当金を請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間より前の1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が2回の被保険者期間のうち、1回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人はA社を退職後、間もなくして国民年金に加入した以降は、厚生年金保険又は国民年金に加入しているが、いずれも適切に切替え手続を行っており、未納期間は存在せず、年金を継続する意思がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 90 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

ねんきん定期便で私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社で勤務している期間のうち、平成 17 年 12 月 16 日に支給された賞与の記録が無いことから、事業主に問い合わせたところ、事業主が当該厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出した際に、私の賞与支給額を 0 円として届け出していたことが判明した。事業主は私に係る当該届出の間違いを認めているので、調査の上、当該標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 17 年 12 月 16 日に申立人に賞与として 90 万円を支給したと回答していること、及び同社が提出した平成 17 年度源泉徴収簿から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿から 90 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出の際に、誤って申立人の賞与支給額を 0 円として届出を行ったことを認めていること

から、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 6084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和51年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月16日まで

私は、出向先のA社（現在は、B社）からB社に復職したが、その際の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社の在籍証明書及び社内履歴の写しから、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和51年5月16日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年11月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年3月31日から同年11月7日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和30年11月10日から平成13年7月13日までA社に勤務していた期間のうち、私が記憶する時期よりも前に厚生年金保険の資格を喪失していて、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成6年3月31日とされているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年3月31日より後の同年11月7日付けで行われている上、同日付けで、同年10月1日の定時決定の記録も取り消されていることが確認できる。

また、申立人以外の30名の厚生年金保険被保険者についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした同年11月7日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年6月30日から同年12月24日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年12月24日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年6月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から8年9月初旬頃まで

私は、A社に平成2年4月1日から8年9月初旬頃まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が5年6月30日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち、平成5年6月30日から6年11月8日までの期間についてA社に勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録では、申立人は、5年6月30日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、オンライン記録から、申立人が平成5年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理及び申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録を取り消す処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われている同年12月24日付けで遡及して行われていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者の中には、申立人と同様に、平成5年10月の定時決定の記録が取り消され、同年12月24日付けで、同年6月30日に遡って被保険者資格を喪失している者が複数名確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人につ

いて、平成5年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の同年12月24日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成5年6月30日から同年12月24日までの標準報酬月額については、当該訂正処理前のオンライン記録から同年6月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年12月24日から8年9月初旬頃までについて、オンライン記録によると、申立人に係る5年6月から6年3月の国民年金保険料の収納年月日は同年1月と記載されており、同年4月以降の当該期間に係る国民年金保険料についても、全て納付していることが確認できる。申立人は、「当時、会社の経営状況が厳しくなってきたため、事業主から厚生年金保険を国民年金に切り替えてほしいと頼まれ仕方なく同意し、自身で国民年金の加入手続をした。」と述べている。

また、平成6年以降もA社に勤務していた同僚に係る同年の確定申告書によると、同年1月分以降は、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年7月1日から同年9月1日までの期間及び18年4月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額を16年7月及び同年8月は28万円、18年4月から同年8月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月1日から17年4月1日まで
② 平成17年9月1日から18年9月1日まで

私は、平成15年6月1日から、A社に勤務しているが、ねんきん定期便に記載されている申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた45万円よりも低く記録されている。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立期間①のうち、平成16年7月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が所持するA社の給与明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に見合う標準報酬月額（47万円）より低い標準報酬

酬月額（28 万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

申立期間②のうち、平成 18 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（28 万円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に見合う標準報酬月額（47 万円）より高い標準報酬月額（50 万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 16 年 7 月及び同年 8 月は給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から 28 万円、18 年 4 月から同年 8 月までは給与明細書から確認できる報酬月額から 47 万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 7 月、同年 8 月、及び 18 年 4 月から同年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「通知書（納入告知書）と同額を納付しているが、内訳までは不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 4 月 1 日までの期間については、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（47 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（28 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）と一致していること、また、申立期間②のうち、同年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日までの期間については、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（47 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）より低額であることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和62年8月1日から同年8月12日までの期間について、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年8月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年8月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和62年8月1日から同年8月12日まで

私は、昭和49年4月1日に、A社に入社し、継続して現在も勤務している。

しかし、ねんきん定期便には、昭和57年6月にA社B事業所から同社C事業所D営業所に異動した際の申立期間①が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和62年8月にA社C事業所から同社B事業所に異動した際、同社C事業所での厚生年金保険資格喪失日が同年8月1日と記録され、同社B事業所での厚生年金保険資格取得日が同年8月12日と記録されており、申立期間②の記録が無い。

年金の加入月数に影響が無いことは知っているが、継続して勤務していたにもかかわらず、記録が繋がっていないのは違和感があるので、

申立期間②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が提出した人事記録及び申立人に係る給与明細表から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B事業所から同社C事業所D営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和57年6月分の給与明細表及び同年7月分給与明細表における通勤手当から判断すると、同年7月1日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和57年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和57年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社が提出した人事記録から、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社C事業所から同社B事業所への異動について、「人事発令（昭和62年10月1日）以前の同年7月か8月頃から同社B事業所で勤務していた。また、自宅から職場への通勤距離は、同社B事業所の方がはるかに近かった。」と述べているところ、同社保管の給与明細書により、申立人に支給された昭和62年8月分通勤手当額は、同年7月分通勤手当額に比べ大幅に減額された額になっているとともに、同年9月と同額であることが確認でき、申立人が同年8月1日から同社B事業所に勤務していたと考えても不自然ではない。

さらに、当該期間以降における申立人のA社B事業所及び同社C事業所間の異動に係る被保険者資格の取得及び喪失日は、オンライン記録において、いずれも各月の1日付けとなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和62年8月1日とすることが必要である。

神奈川県国民年金 事案 5799

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 57 年 3 月まで

私が昭和 47 年 8 月に会社を退職した後しばらくして、私の妻が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により、妻が夫婦二人分を金融機関で一緒に納付していた。53 年 4 月に転居した後も、妻が夫婦二人の国民年金の住所変更手続を行い、転居前と同様に夫婦二人の保険料を金融機関で一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 8 月に会社を退職した後しばらくして、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間である 2 か月を除いた期間の保険料が未納となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 1 月に夫婦連番で払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されることが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間は 115 か月にも及び、複数の行政機関が長期間にわたり事務処理を続けて誤ることは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5800

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から57年3月まで

私は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和47年11月以降に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により、私が夫婦二人分を金融機関で一緒に納付していた。53年4月に転居した後も、私が夫婦二人の国民年金の住所変更手続を行い、転居前と同様に夫婦二人の保険料を金融機関で一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和47年11月以降に、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても申立期間の保険料が未納となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、58年1月に夫婦連番で払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されることが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間は113か月にも及び、複数の行政機関が長期間にわたり事務処理を続けて誤ることは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から62年9月まで

私は、結婚して間もない平成元年10月頃に、当時の妻に勧められ、国民年金に加入した。私の国民年金の加入手続は、同年同月頃に当時の妻が区役所で行った。当時の妻によれば、申立期間の国民年金保険料は、国民年金の加入手続の際、10年遡って納付することができるかと案内されたので、同年同月時点において10年遡った昭和54年10月までの保険料総額である45万円ぐらいを1年間のうちに3回に分けて、1回に15万円ぐらいずつを区役所で納付書により納付したとのことである。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年10月頃に、当時の妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、その当時の妻が加入手続時期から10年遡った申立期間の国民年金保険料を、3回に分けて納付したと主張しているが、制度上、遡って保険料を納付することができるのは2年までであり、申立内容は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された被保険者の第3号被保険者該当の届出の処理日及び後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成元年11月頃であると推認され、オンライン記録によると、推認される加入手続時点から遡って2年分の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人が保険料を遡って納付したと主張している期間は、当該期間と考えるのが合理的である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする当時の妻は、遡って納付した保険料額は全部で 45 万円ぐらいだったと述べているが、仮に 10 年遡って保険料を納付することができたとしても、昭和 54 年 10 月から平成元年 9 月までの保険料の合計金額は 72 万 1,560 円となることから、申立人の主張する額と乖離^{かい}している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5802

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年3月まで

私の両親は、私が20歳になった平成3年*月に、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、申立人が20歳になった平成3年*月に、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその両親は、加入手続及び保険料の納付の記憶が定かではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は共済組合の被保険者資格を喪失した同年4月に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年12月まで

私は、平成10年5月に国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続を市役所で行った際、窓口の職員から、未納となっている国民年金保険料を2年間遡って納付できると説明されたので、納付書を発行してもらい、金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続を市役所で行った際、未納となっている保険料を2年間遡って金融機関で納付したと主張しているが、申立人から当時の具体的な状況を聞くことができないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続が行われたのは、申立人のオンライン記録から、平成10年7月頃と推認できるが、第3号被保険者への種別変更手続を行った際に発行された納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張から、申立期間の保険料の納付時期は、第3号被保険者への種別変更手続が行われた同年同月以降と推認でき、当該納付時期は、9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 63 年*月頃、町役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が町役場で納付していた。私の弟についても私と同様に、私の母親が、弟が 20 歳になったときに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 63 年*月頃に、その母親が当時居住していた町の町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を町役場で納付していたと主張しているが、申立人は平成元年 4 月に他県に住民票を異動していることが、申立人の住民票及び戸籍の附票から確認でき、住民登録をしていない市町村では保険料を納付することができないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、申立期間は国民年金に未加入で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、その弟についても申立人と同様に、20 歳になったときに、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、その弟は 20 歳になった平成 2 年*月から学生が国民年金の強制加入となった 3 年 4 月の直前に当たる同年 3 月までは国民年金に未加入である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年12月までの期間及び46年4月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から同年12月まで
② 昭和46年4月から48年9月まで

私は、自身の職務経験から、記録訂正の事務処理については、一旦全て記録を取り消す処理を行い、改めて正確な記録の表示を行うものと記憶しており、私の昭和51年11月及び同年12月の国民年金保険料の還付について、国民年金被保険者名簿の処理に誤りがあると思う。

私は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、その手続や納付時期、場所などは憶えていないが、案内などがあれば、自身の性格から国民年金に加入して保険料を納付したと思うので、還付について誤った事務処理がなされていると思われる以上、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付についても誤った処理がなされていると思う。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、その案内などがあれば行ったと思うと述べているが、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、その時期、場所などを憶えていないと述べるなど、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、

昭和 49 年 1 月頃と推認でき、その時点において、申立期間①及び申立期間②の一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 51 年 11 月及び同年 12 月の重複納付を理由とする自身の国民年金保険料に係る還付記録の事務処理には誤りがあると思うため、申立期間①及び②に係る自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付についても、同様に誤った処理がなされていると思うと述べているが、国民年金被保険者名簿のほか、特殊台帳などを精査したところ、事務処理の誤りは無いことに加え、仮に事務処理の誤りがあったとしても、還付処理を行った自治体と申立期間①当時、申立人が居住していた自治体とは異なるため、申立期間①にまで事務処理誤りの影響が及ぶとする申立人の主張は合理性に欠ける。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5806 (事案 3857 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から57年11月まで

私は、会社を退職後、自営業に従事することになったため、しばらくたってから区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、住居兼店舗のビルの新築費用の一部に充てるために、年金の融資を受けようと区役所へ行ったところ、国民年金保険料の未納があると融資を受けることはできないと言われた。このため、昭和58年の夏頃、未納とされていた申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない旨申立てを行ったが、申立期間の記録の訂正は認められなかった。

その後、私が国民年金の加入手続を行ったきっかけが、当時の取引銀行から区の年金課へ行くよう勧められたことだったことや、当該銀行の担当者の姓を思い出した。

第三者委員会では、「年金の記録の訂正につながる新たな資料・情報」が出てきた場合、改めて申立てをすることができるとのことなので、上記を「新たな情報」として再申立てを行う。

なお、申立期間については、前回の昭和48年7月から57年11月までの期間を、51年4月から57年11月までの期間に変更する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、当初の申立てにおいて、昭和47年7月から57年11月までの期間について、年金住宅融資を受けるために区役所へ行ったところ、国民年金保険料に未納があると融資は受けられないと指摘されたことから、当該期間の保険料をまとめて納付したと主張していた。

この申立人の主張について、口頭意見陳述を実施したものの、申立人の

主張からは、申立人が当初の申立期間の国民年金保険料を納付したとの心証を得るまでには至らなかったため、申立人は、当該期間の保険料の納付の有無にかかわらず、年金住宅融資を受けるための条件を満たしていたと認められること、及び当該期間のうち昭和 51 年 3 月以前は、申立人は遡って国民年金の被保険者資格を取得することができない期間であり、同年 4 月以降 57 年 11 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であったことから、国民年金に加入することはできなかつた期間であることを主な理由に、申立人が当初の申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 16 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の申立てについて、申立人は、新たな情報として、国民年金の加入手続を行ったきっかけが、当時の取引銀行から区の年金課へ行くように勧められたことであったこと、及び当該銀行の担当者の姓を思い出したことを挙げ、申立内容について、申立期間の始期を、申立人が社会人となった昭和 51 年 4 月からに変更すると共に、申立期間の国民年金保険料の納付についても、新たに、納付の際、「全納割引」を受けたことを付け加えている。

本事案については、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことから、国民年金に加入することも、国民年金保険料を納付することもできないと判断しているものであり、申立人が新たな情報としている内容は、申立人が区役所へ国民年金の加入手続に行ったきっかけ等に関するものであって、当該情報をもって、申立人が当該期間、国民年金の被保険者になり得たと考えることも、保険料を納付し得たと考えることも困難であることに加え、過去の未納分の保険料の納付について、申立人が述べているような「全納割引」という制度も存在しない。

このように、今回の申立ては当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年11月まで

私は、昭和35年頃に、兄の事業を手伝うために両親とともに転居したとき、義姉から国民年金に加入するように勧められ、義姉が区役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行ってくれたように思う。国民年金保険料については、どのようにして納付していたのかはよく記憶していない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年頃に転居した後、その義姉が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその元夫は、申立期間の保険料が未納となっている上、申立人の国民年金の加入手続を行ったとされるその義姉の特殊台帳によると、昭和36年度の欄に時効消滅の印が押されていることが確認できる。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和38年度から42年度までの欄に時効消滅の印が押されていることが確認でき、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったものと推認できる。

さらに、申立人は昭和35年頃に転居した区でその義姉が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の住民票によると、申立人は40年に転居していること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、転居する前の市で35年11月に払い出されたことが確認できることから、申立内容と一致しない上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間、51年2月から54年3月までの期間、同年8月から57年3月までの期間及び59年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和51年2月から54年3月まで
③ 昭和54年8月から57年3月まで
④ 昭和59年1月から61年3月まで

私の国民年金の加入手続は、時期は不明だが、私の母親が当時居住していた区の区役所で行ってくれた。

国民年金に加入してから、就職したこともあったが、会社を退職すれば、その都度、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれていたはずである。

国民年金保険料については、国民年金加入当初、毎月だったと思うが、母親に納付書で納付してもらっていた。その後、自分で納付するようになったが、時々、母親に納付してもらっていたこともあった。納付書の納期限までには必ず納付していたはずである。

時期は不明だが、毎年送付されてきた納付書の中に付加年金の案内が同封されており、定額保険料に加え、付加保険料も納付するようになった。

記憶している国民年金保険料額は、5,000円から6,000円であるが、いつの時期の保険料額かは不明である。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明だが、その母親が当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておら

ず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親からも、具体的な証言を得ることはできないことから、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人は、昭和 61 年 3 月 17 日から同年同月 20 日までの間に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立内容と一致しない上、その時点で、申立期間①、②及び③は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間④は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時点において、国民年金保険料を遡って納付することができる期間であるが、遡って納付したとする主張は無く、保険料の納付周期についても、毎月だったと思うと述べるにとどまっているなど、当時の納付状況についての申立人の記憶は曖昧であり、当該期間の保険料を納付していたものとは考えにくい。

加えて、付加保険料については、定額保険料を納期限までに納付した月について納付することができるとされており、前段までに述べたとおり、申立期間①、②、③及び④の期間について、定額保険料を納付したものと認められないことから、当該期間の付加保険料についても納付したものと認められない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

私は、平成9年4月に転職したが、その会社は社会保険に加入していなかったため、私が、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料については、月額が1万3,360円だったため、同年同月から10年3月までの1年分、16万320円を金融機関でまとめて納付した。

平成9年度の国民年金保険料を、まとめて納付したにもかかわらず、半年分のみ納付済みになっており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月に国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間を含む平成9年度の国民年金保険料について、月額1万3,360円の12か月分として16万320円をまとめて納付したと述べている。しかし、9年7月に、同年4月から同年9月までの保険料が納付済みとなっている上、同年5月の保険料のみ、重複納付を理由に還付されているなど、申立人の主張と実際の申立期間を含む平成9年度の保険料の納付時期、納付方法には相違がみられるほか、特に強く主張している保険料の金額についても、実際の当該期間に係る保険料額と相違しているなど、申立内容と齟齬がみられる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、当該期間以外にも、保険料が未納となっている期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5810

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 57 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 54 年*月以降に、私の父親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、父親が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 54 年*月以降に、その父親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び後の番号が付与された第 3 号被保険者の該当届出の処理日から、昭和 61 年 6 月及び同年 7 月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から47年3月までの期間及び59年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から47年3月まで
② 昭和59年4月から平成元年3月まで

私が20歳になった昭和40年*月頃に、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。申立期間①の国民年金保険料については、母親が、町内会の担当者の自宅へ行き、私、母親及び妹の3人分を毎月一緒に納付していたはずである。申立期間②の保険料については、私が、郵便局で納付書により私及び夫の二人分を毎月一緒に納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和40年*月頃に、その母親が、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、町内会の担当者の自宅へ行き、申立人、その母親及び妹の3人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母親は、既に亡くなっていることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和47年6月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月頃に払い出され

ていることが確認でき、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、その母親が、申立期間①当時に、当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間②について、申立人は、郵便局で納付書により申立人及びその夫の二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間②の保険料の納付金額についての記憶が定かではない上、保険料と一緒に納付していたとするその夫の申立期間②の保険料も未納とされていることから、申立人が、申立期間②の保険料を納付していたとは考えにくい。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 53 年*月に、母親が私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。加入手続を行った場所は分からない。申立期間の国民年金保険料については、納付場所、納付方法及び納付金額は分からないが、納付していないと将来国民年金を受給できないので、母親が納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその母親は加入手続を行った場所、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶が無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 6 月に払い出されていることが確認できることから、その時点まで申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 111 か月に及び、申立人は申立期間中に転居していることから、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月

私は、会社を退職した昭和58年12月に、区役所支所で国民年金の加入手続を行った。そのときに、56年7月末に退職して同年8月に次の会社に就職するまでの数日間についても、国民年金の被保険者期間となり、国民年金保険料を納付しなければならないことを知った。

私は、国民年金の加入手続を行った際に、区役所支所の窓口職員から、今ならまだ申立期間の国民年金保険料を納付することができると聞いたので、その場で申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和58年12月に、区役所支所で国民年金の加入手続を行った際に、56年7月末に退職して同年8月に次の会社に就職するまでの数日間についても、国民年金保険料を納付しなければならないことを知り、区役所支所の窓口職員から、今ならまだ申立期間の保険料を納付することができると聞いたので、その場で申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、58年12月であると推認でき、申立人の主張と一致するが、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、その当時は、申立期間の保険料を納付することができる特例納付制度も実施されていない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和58年12月の時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、

区役所支所で納付することはできなかったことから、申立人が区役所支所で申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 52 年 3 月まで

私の妻の国民年金の被保険者資格取得時期が昭和 47 年 12 月であるので、遅くともその頃までには、妻が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

国民年金保険料については、妻が、夫婦二人分を一緒に納付していたはずであり、私の国民年金の被保険者資格取得時期である昭和 47 年*月から加入手続時までの保険料については、妻が、遡って納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻の国民年金の被保険者資格取得時期が昭和 47 年 12 月であるので、遅くともその頃までには、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは 52 年 4 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 6 月に払い出されていたことが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、申立期間の保険料の納付場所、納付金額等についての記憶が定かではなく、申立期間の保険料を遡って納付

したことは無いと述べていることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの期間及び平成11年12月から12年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から53年3月まで
② 平成11年12月から12年2月まで

申立期間①について、昭和52年頃、私の家に来ていた国民年金保険料の集金人に、国民年金の加入を勧められ、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。そのとき、集金人から、「今なら、20歳まで遡って保険料を納付することができる。」と説明を受け、その場で、母親が、申立期間の保険料について、月額3,000円ぐらいの金額を48か月分まとめて納付してくれた。受け取った領収書は、A4より大きめの紙で、4月から翌年3月までの12分割された様式だった記憶がある。

申立期間②について、私の夫が会社を退職後しばらくしてから、国民年金保険料を納付するように通知が届き、私が国民年金の加入手続を行い、保険料を毎月納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和52年頃、その母親が当該期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと主張している。しかし、現年度及び過年度納付による通常の納付方法では、当該期間の一部の保険料は、時効により納付することができず、同保険料を納付するためには、特例納付制度を利用するほかないが、その時点においては、特例納付制度は実施されておらず、当該期間の保険料を全て一括して納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号

番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和54年3月と推認され、その時期は、第3回特例納付が実施されているものの、申立人が主張するように、その時点で20歳までの国民年金保険料を全て遡って納付したとすると、49年*月から54年*月までの60か月間の保険料を遡って納付することとなり、申立内容と一致しない上、通常、集金人が、特例納付の保険料を収納することはできない。

さらに、申立人が申立期間①当時居住していた町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金加入手続後から、自身が転出する前までの間に、同町で、昭和53年4月から54年10月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、この間の保険料月額、申立人が納付したとする保険料月額とほぼ一致しているものの、申立期間①の実際の保険料月額とは乖離している。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を毎月納付していたと述べているが、当該期間前後の期間の保険料を時効直前に納付していることが確認できることから、当該期間の保険料については、時効により納付することができなかったものとするのが自然である。

また、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5816

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成元年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成元年1月まで
誰が、どこで行ったかは憶^{おぼ}えていないが、私^{おぼ}が会社を退職した昭和63年6月頃、私の国民年金の加入手続きが行われていると思う。
私は、今まで、国民年金保険料の納付書が届いた分については、全て、保険料を納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立期間当時申立人と同居していたとするその両親は、当該期間に係る国民年金の加入手続きを行った人物及び場所並びに当該期間の国民年金保険料の納付方法、納付場所及びその納付したとする金額を記憶していないとしており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和63年6月頃、申立期間に係る国民年金の加入手続きが行われていると思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことに加え、申立人は、今まで受け取った年金手帳は、申立期間前に厚生年金保険に加入した会社で受け取った1冊のみであるとしており、その年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されておらず、申立人が当該期間当時において、国民年金の加入手続きを行っていたとは考えにくい。

さらに、申立人は、納付書が届いた分の国民年金保険料については、全て納付していたとしているが、申立人の厚生年金保険被保険者記録及び国民年金保険料の納付時期等から、初めて申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、少なくとも、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であると

考えられ、同年同月以降の時点において、申立期間については、時効により保険料の納付書が発行されることは無く、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が当委員会に提出した、その父親の昭和 63 年分及び平成元年分の確定申告書（控）には、それぞれ社会保険料控除額が記載されているものの、当該社会保険料控除額に、申立人の申立期間の国民年金保険料が含まれているとまで推認することはできず、これらの資料をもって、申立人が、当該期間の保険料を納付していたと考えることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5817

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月

私は、昭和 62 年 6 月 11 日に会社を退職したため、同年同月頃、私の父親が私の国民年金の加入手続を役場の支所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、私か父親のどちらかが納付したと思うが、私も父親も納付額等具体的なことは憶えていない。昭和 62 年 7 月からの国民年金の加入期間は全て納付済みであり、申立期間の 1 か月のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 6 月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立人又はその父親が国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の所持している年金手帳には、同年 7 月 1 日の資格取得日の記載が認められることに加え、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年 8 月から同年 10 月頃と推認され、申立人の主張と一致しない。

また、オンライン記録によると、平成 4 年 2 月 19 日に国民年金の資格取得日が昭和 62 年 7 月 1 日から同年 6 月 11 日に訂正されており、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、記録の訂正が行われた時点においては時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているその父親は、申立期間の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶が無いことに加え、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、保険料納付の具体的な記憶も無く、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が

不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年9月まで

私は、結婚した頃、父親から転居時には国民年金の記録を確認するように言われた記憶があったことから、平成9年頃、まだ幼い子供を連れて、社会保険事務所（当時）に行き、過去の年金記録を確認してもらった。その際、担当者から、昭和55年3月までは学生のため国民年金に未加入であるが、それ以降の国民年金保険料の未納期間は無いと言われたことを記憶している。申立期間の保険料は、父親が納付していたはずなので、今になって未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年頃、社会保険事務所で、申立人の過去の年金記録を確認した際に、担当者が「未納期間は無い。」と述べた旨を主張しているが、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、父親から申立期間の国民年金保険料を納付していた旨を聞いておらず、年金手帳や保険料の領収書を受け取った記憶は無いとしている。

さらに、申立人に初めて国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成2年7月であり、その時点において申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 50 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 50 年 8 月まで

私が 20 歳になった昭和 44 年*月に、父親が、町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。その後は、父親又は母親が、私、父親及び母親の 3 人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、父親が、国民年金に加入していない期間については、私及び母親の二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 44 年*月に、その父親が、町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後は、父親又は母親が、申立人、その父親及び母親の 3 人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、その父親が、国民年金に加入していない期間については、申立人及びその母親の二人分の保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとするその父親及び保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 50 年 9 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 9 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通

じて、同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 51 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行った。その 3 年後に母親から年金手帳を渡され、その際に 20 歳から 3 年間の国民年金保険料は納付してあると聞いた。申立期間の保険料については、母親からもらった年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和 49 年*月*日となっているので、同年同月から母親が保険料を納付したはずである。当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から、年金手帳を渡された際に、20 歳から 3 年間の国民年金保険料は納付してあると聞いたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 51 年 7 月頃と推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は、過年度納付によらなければ納付することができないが、申立人は、その母親から申立期間の保険料を遡って納付したと聞いた記憶が無いと述べている。

さらに、申立人は、その母親から渡された年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和 49 年*月*日と記載されていることを根拠に、母親が、申立人が 20 歳になった同年同月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保

険料を納付していたと主張しているが、この国民年金の被保険者となった日は、保険料の納付の有無にかかわらず、法律の規定に基づき最初に国民年金に加入すべき日が、国民年金の被保険者資格取得日として年金手帳に記載されることから、保険料納付の開始時期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 51 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 51 年 4 月まで

私は、国民年金の加入手続については、誰が、いつ頃行ったのか記憶していないが、自宅兼店舗に来ていた集金人に、母親及び姉の分と一緒に、国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立期間当時申立人と同一場所に勤務し、一緒に国民年金保険料を納付していたとしているその姉は、当該期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が曖昧であり、その姉は、当該期間当時、別の国民年金手帳があったと思うとしているものの、その手帳を受け取った時期、場所及び方法等を記憶していないことに加え、申立人の国民年金の加入手続を行った可能性があるとしているその母親からは証言を得ることができないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その姉の手帳記号番号と連番で払い出されており、その姉は、昭和 56 年 8 月に、国民年金に任意加入していることから、申立人についても、同年同月に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらないことに加え、申立人は、当該期間当時、その姉及び母親と一緒に保険料を納付していたとしているが、その姉の当該期間の保険料も、申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納付しなければ、年金手帳が発行さ

れないはずであり、年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に、「昭和 46 年*月*日」と書かれているため、申立期間の保険料を納付しているはずであるとしているが、年金手帳は、保険料納付の有無にかかわらず発行されるものであることに加え、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 5 日から 54 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間に私が勤務していたA社の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与に比べ低額に記録されている。

当時の給与明細書を所持しておらず、入社当時の給与額も明確に記憶していないが、A社退社時の給与額は 18 万円ぐらいであったと記憶しており、同社在職中に大幅な昇給があったとの記憶も無いことから、資格取得時の標準報酬月額の記録及びその後の標準報酬月額の改定記録が間違っているのではないかと調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 48 年 6 月 5 日）においては 6 万 4,000 円、昭和 48 年 10 月 1 日において 6 万 8,000 円、49 年 9 月 1 日において 9 万 8,000 円、50 年 8 月 1 日において 12 万 6,000 円、51 年 7 月 1 日において 15 万円、同年 10 月 1 日において 14 万 2,000 円、52 年 9 月 1 日において 16 万円、53 年 8 月 1 日において 18 万円となっていることが確認できる。

このことについて、申立人は、給与明細書を所持しておらず曖昧ではあるが、退社時の給与額は 18 万円ぐらいと記憶しており、A社在籍中に給与額が大幅に上昇した記憶が無いことから、資格取得時の標準報酬月額の記録及びその後の改定記録が誤っているのではないかと主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚は、A社に係る健康保険厚生

年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和 48 年 6 月 5 日付けで同資格を取得し、資格取得日の標準報酬月額についても、申立人と同額であることが確認でき、申立人の記録と同様、オンライン記録と一致する。

また、A社から提出された人事発令書（写し）によると、申立人は、昭和 48 年 8 月 5 日付けで、同社の事務職員（B課勤務）に任ぜられ、俸給月額 4 万 5,100 円が給される旨の記載が確認でき、申立人の資格取得日の標準報酬月額が低額であったことをうかがえる形跡は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の氏名があるページに記載された申立人を含む 10 名に係る標準報酬月額の改定記録は、遡及して訂正された形跡も無く、いずれもオンライン記録と一致するなど、不自然さは見当たらない。

加えて、同僚照会によっても、A社における標準報酬月額の記録が実際の給与支給額に比べ低額であったとする申立人の主張をうかがえる証言は得られない上、申立人の申立期間における標準報酬月額の改定記録は、厚生労働省が取りまとめている「賃金構造基本統計調査結果」における当時の女子労働者の平均賃金水準との比較結果によっても、低額なものであったとは言い難く、改定経過に不自然さは無い。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6090 (事案 314 の再々申立て、事案 1807 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 7 月 1 日まで
今回、新たに私個人の預金取引履歴明細表と平成 5 年 4 月分の給与支払の分かる会社の帳簿を提出するので再審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したことを確認できる資料等は、申立人から提出されず、社会保険事務所(当時)及びA社の債務者にも保管されていないため、保険料を徴収された事実を確認できない上、同社の法人実印の管理は、代表取締役自身が行っていたとの元社員の証言があり、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所が標準報酬月額の改定を行ったとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 11 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいては、i) 申立人から、保険料納付を示す資料として申立人個人の平成 4 年分の所得税の確定申告書並びに A 社の第 21 期決算報告書、銀行勘定帳の各原本及び取引銀行の預金取引履歴明細表が提出されたが、当該資料には、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び同社が厚生年金保険料を納付していたことを示す記載は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められないこと、ii) 申立人が、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(訂正届)の印鑑が相違しているとの主張については、申立人から提出された同用紙の事業主控えに押印された印鑑跡からは印影、大きさも明確に確認できず、代表取締役である申立人が申立人に係る標準報酬月額の訂正処理に関与していないものと認めることはできないことから、申

立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 17 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、申立人個人の預金取引履歴明細表及び申立人への給与支払を示す A 社の帳簿を提出しているが、当該資料では、同社が厚生年金保険料を納付していたことは確認できない。

また、申立人の口頭意見陳述において、申立人は、社会保険事務所の遡及訂正処理に関わった担当者から、当時の状況を聞き取り調査すべきと主張しているところ、年金事務所は、当該訂正処理に関わった担当者等は不明であり、関係資料は、現在では存在しておらず、当時の差押調書謄本の作成担当者も既に退職しているため、調査することができなかったと回答している。

このほか、申立人から、申立てに係る標準報酬月額の改定に関与していないとする新たな資料、周辺事情は示されず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が認められないことから、代表取締役である申立人が申立人に係る標準報酬月額の訂正処理に関与していないものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者として厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月頃から同年11月頃まで
② 昭和22年1月頃から23年6月頃まで
③ 昭和23年7月頃から24年6月頃まで
④ 昭和24年9月頃から25年8月頃まで

私は、A港に係留されていたB国の船舶内において、申立期間①から④まで勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録では、いずれの期間も被保険者となっていない。

いずれの期間についても、事業主の名前は覚えていないが、乗船した船の名前は覚えている。

申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態について照会することができない。

また、申立人は、勤務内容は進駐軍関係の業務だったと申し立てているところ、進駐軍労務者に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）において、おおむね24年4月1日を機に被保険者資格を取得させると規定しており、同日以前は厚生年金保険の対象ではなく、申立期間①から④までについて、C防衛事務所は、

「申立人に係る連合国軍関係常用使用人登録票は見当たらない。」と回答している。

さらに、船員保険被保険者の対象者は、船員法第1条及び船員保険法第2条により、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船員及び海員並びに予備船員と規定されているほか、外国法人等に派遣される日本人船員への船員保険法適用は、昭和51年4月1日からであったところ、申立人は、「申立期間①から④までに乗船した船舶は、いずれもB国の船舶であった。」と供述している上、国土交通省海事局は、「日本船名簿の中に、申立人が乗船したとする船舶名は無い。」と回答しているほか、D年金事務所は、「申立人が乗船したとする船舶は、いずれも船員保険の適用船舶として見当たらない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間①から④までに係る事業主名を記憶しておらず、申立人に係る人事記録及び給与関係書類について照会することができない上、申立人も、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料又は船員保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける勤務実態及び厚生年金保険料又は船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険又は船員保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 12 月 1 日から平成 7 年 8 月 29 日まで A 社（後に B 社。現在は、C 社）に勤務したが、勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていない。

A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録により、A 社は、昭和 57 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 57 年 1 月 1 日より前から勤務していたとする同僚 4 名は、同社の事業所別被保険者名簿により、いずれも同社が適用事業所になった日に被保険者資格を取得していることが確認でき、これらの者から申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、A 社を継承する C 社は、「申立人の社会保険関係及び人事記録等の書類は保管されていないため、不明。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをう

かがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から35年4月21日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうちの申立期間の標準報酬月額が、それまで1万8,000円であったのに1万6,000円に下がっている。申立期間中に労働条件や勤務場所は変わっておらず、昇給もしているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「労働条件や勤務場所が変わっていないのに申立期間の標準報酬月額が申立期間前よりも下がっているのは納得できない。」と主張している。

しかし、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が所持しているA社の人事カードに記載されている基本給の額に見合ったものであることが確認できる。

また、B社に照会したところ、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6094 (事案 4660 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 5 月 1 日まで

私は、平成 7 年 1 月 1 日に A 社に入社し、10 年 5 月 31 日まで継続して勤務した。当時の手帳にも勤務したことが記入されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正には至らなかった。しかし、新しい資料等はないが、納得がいかないので、申立期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の総務及び給与計算事務担当者は、「正社員は厚生年金保険に加入させていたが、従業員の出入りが多く、平成 7 年頃は会社の経営状態も思わしくない時期だったので、その時期に入社した申立人を含めた従業員について、厚生年金保険の加入手続を入社と同時にやったかは不明である。」と述べており、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金の申請免除手続を行ったことがあると述べているところ、当該期間において、夫婦二人分の国民年金の申請免除手続が行われていることが確認できる上、オンライン記録により、平成 7 年 1 月 1 日に資格を取得した者はおらず、申立期間において申立人の氏名は見当たらないとともに、健康保険の整理番号に欠番はないとして、既に当委員会の決定に基づく 22 年 12 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等はないが、審議の結果に納得がいかないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月1日から5年9月1日まで
② 平成6年11月1日から9年9月1日まで

私は、昭和 52 年 2 月から A 社に勤務していたが、平成 4 年 5 月に常務取締役就任し、同年 6 月から月額 60 万円の給与を支給されるようになった。しかし、オンライン記録では、同年 6 月から 5 年 8 月までの期間及び 6 年 11 月から 9 年 8 月までの期間の標準報酬月額が最高等級となっていない。標準報酬月額が低くされているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、常務取締役就任後の平成 4 年 6 月から、月額 60 万円の給与を支給されていたと主張しているところ、申立人が所持する申立期間に係る A 社の営業費決算書に記載されている役員報酬額は、申立人が主張する額とほぼ一致している。

しかし、B 基金が保管する厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の標準報酬月額は、平成 4 年 6 月から同年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から 5 年 8 月までは 50 万円、6 年 11 月から 9 年 8 月までは 56 万円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、A 社の当時の社会保険担当者は、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出用紙は複写式だったと回答している。

また、申立人が所持する申立期間に係る A 社の営業費決算書に記載されている役員報酬額に見合う標準報酬月額が、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と比較して特段低額であるという事情は見当たらない上、

前述の社会保険担当者は、「当時、賃金台帳を社会保険事務所（当時）に持って行きチェックを受けた上で算定基礎届を提出していたので、届出は間違っていないし、厚生年金保険料の控除もその届出に基づいて行っていたと思う。」と供述している。

さらに、A社は、平成21年6月18日に破産手続が終結している上、元事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間の担当社会保険労務士事務所を引き継いでいる社会保険労務士事務所は、「申立期間当時の報酬月額算定基礎届及び月額変更届は廃棄してしまったが、その書類を提出する際には事業所の給与台帳と突き合わせた上で書類作成していたので、間違った届出はしていなかったと思う。」と述べている。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 30 日から 50 年 11 月 1 日まで
父は、昭和 42 年 3 月から A 社で勤務していたが、46 年 8 月に同社が B 社 (現在は、C 社) に合併されたことに伴い、そのまま B 社で勤務していたと聞いている。ところが、同社での厚生年金保険の記録は 50 年 11 月 1 日から 59 年 8 月 21 日までとなっている。A 社から B 社へは間を空けずに勤務しているはずなので、記録が抜けていることは納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男は、申立人から、A 社が昭和 46 年 8 月に B 社に合併された後も引き続き申立人は同社に勤務していたと聞いていたと述べている。

しかしながら、C 社の事業主は、「申立人の資料が残っていないため、申立人の厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。」と回答している。

また、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を縦覧調査したところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 46 年 8 月 30 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した者 27 名のうち、申立人のほか 1 名が B 社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、この者は既に死亡しているため、合併に伴う厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等

の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月から A 社で 47 年 3 月末まで正社員として、B 業務をしていたが、ねんきん定期便でその期間の厚生年金保険の記録が無いことに気が付いた。当時の給与明細書等はないが、勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された辞令発令簿から、申立人が申立期間について、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時に正社員として在籍していた同僚は、「当時の社員名簿には、正社員以外は掲載されておらず、申立人の氏名は無いことから、申立人は正社員ではなかったと思う。」と証言している。

また、事業主は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間における非正規社員についての厚生年金保険の取扱いについては確認することができないと回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間においては、申立人は国民年金に加入し、国民年金の保険料納付済期間となっている。

このほか、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 15 日から 42 年 3 月 21 日まで
平成 21 年 4 月に社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるということを知った。その時は証拠が無いので諦めていたが、今回、日本年金機構から脱退手当金のお知らせのはがきが自宅に届いたため、申立てをすることにした。

A社を退職した時には、会社の事務担当者や同僚から脱退手当金制度について聞いたことはなく、制度について全く知らなかった。退職当時の会社は経営状態も良くなかった頃で退職金も支給されておらず、ほかの現金を支給された記憶も無い。

私は、脱退手当金を請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の管轄年金事務所には、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、当該裁定請求書に記載されている住所は、当時、申立人が住んでいた住所地と一致している上、当該裁定請求書には、払渡希望銀行名及び口座番号が記載されており、脱退手当金の支払は記載された金融機関の口座に振込にて行われていることが確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る

厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年4月26日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 21 日から同年 7 月 6 日まで
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 21 日から同年 7 月 5 日まで B 社に勤務し、33 年 12 月 1 日から 36 年 8 月 20 日まで A 社（現在は、C 社）に勤務したが、平成 19 年に年金の記録を確認したところ、既に脱退手当金として支給されている記録となっていることが分かった。

しかし、当時の私は脱退手当金の制度も知らず、会社から何も説明を聞いていないので納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後 12 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 36 年 8 月 21 日）の前後 3 年以内に資格喪失し、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たしている 20 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 17 名について脱退手当金の支給記録がある上、申立期間の脱退手当金について C 社は、「A 社は、申立期間当時、退職者に対して脱退手当金の説明を行い、受給を希望する者に代わり請求手続を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月26日から27年8月23日まで
② 昭和28年4月6日から29年2月1日まで
③ 昭和31年5月7日から32年4月2日まで

年金事務所から通知が来て私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間を脱退手当金として既に受け取っていることを初めて知ったが、脱退手当金を受け取った記憶がない。当時、両親は既に亡くなり、姉妹二人だけで暮らしていたので、仮に脱退手当金を受け取っていれば、お金をもらったことで、うれしく思って覚えているはずである。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前2ページから後4ページに記載されている女性15名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年4月2日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者6名（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、全ての者において脱退手当金の支給記録が確認でき、うち5名（申立人を含む。）が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付の欄において、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険

被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和32年5月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の給与支給額が 35 万 8,000 円だったにもかかわらず、標準報酬月額の記録が 11 万 8,000 円となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間の資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認することができない。

また、申立人が所持する預金通帳において、申立期間のうち、昭和 59 年 5 月から同年 8 月までの給料振込額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回る額であることが確認できるものの、当該預金通帳からは、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 4 月 1 日から平成 9 年 8 月 31 日まで A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月 1 日から平成 9 年 8 月 31 日まで A 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していると主張している。

しかしながら、オンライン記録により、A 社は、昭和 60 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、54 年 4 月 1 日から 60 年 7 月 1 日までの期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社は、厚生年金保険と雇用保険の届出は同時に行っていたと回答しているところ、同社保管の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和 61 年 9 月 1 日に同社において被保険者資格を取得し、平成 6 年 6 月 30 日に同資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致する上、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録とも符合する。

さらに、A 社は、申立人の在籍期間は不明と回答していることから、同社が適用事業所となった昭和 60 年 7 月 1 日に資格取得した同僚 7 名に照会したところ、3 名から回答があったが、いずれの者からも同年 7 月 1 日から 61 年 9 月 1 日までの期間に、申立人が同社に勤務していたということをおうかがえる証言は得られなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 32 年 7 月 31 日まで
② 昭和 33 年 2 月 10 日から 35 年 3 月 1 日まで

私が A 社に勤務した昭和 28 年 4 月 1 日から 32 年 7 月 30 日までの期間と、B 社（現在は、C 社）に勤務した 33 年 2 月 10 日から 35 年 2 月 29 日までの期間について脱退手当金を支給済みということであるが、受給した記憶は無い。何度か社会保険事務所（当時）に出向き相談したが、今回、年金事務所からの脱退手当金についての確認はがきが届いたことにより第三者委員会への申立てをした。調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性被保険者 37 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 35 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失し、同社で 2 年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 8 名全員に脱退手当金の支給記録があり、全員が退職後 5 か月以内に支給決定されている上、上記同僚のうち 1 名は、「同社の退職時に担当者から脱退手当金についての説明を受け、事業主に請求手続を委任し、脱退手当金は、退職金と併せて支給された。」と述べており、ほかの複数の同僚からも同様の証言が得られており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、D 年金事務所が保管していた「脱退手当金決定控」には、昭和

35年7月26日付けで申立人の氏名、支給資格期間及び支給決定額の記載が確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 7 月 26 日から 49 年 5 月 21 日まで

ねんきん特別便で年金加入記録が欠落している可能性があるという通知を受け、加入記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金として支給済みであるとの回答を得た。A社を結婚により退職したが、一時金として受給した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記入されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和49年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている申立人の氏名は、婚姻後約6か月経過した昭和49年11月11日に旧姓から新姓に変更されており、申立人の脱退手当金が同年11月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものとするのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 3 月 19 日まで
② 昭和 39 年 1 月 7 日から 42 年 5 月 26 日まで

私は、日本年金機構からの通知で、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。申立期間後に勤務した事業所では、脱退手当金を受け取っていない。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年8月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間②以前の4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給したという記憶が曖昧であり、そのほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から34年7月17日まで
平成22年8月に年金事務所において年金記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。
申立期間の後に勤めた事業所に係る被保険者期間については脱退手当金を受給したが、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無い。
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年7月の前後2年以内に資格喪失し、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たしている49名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、47名に脱退手当金の支給記録があり、うち46名が約7か月以内に支給されている上、申立人と同日に資格喪失している8名のうち2名が、申立人と同日の34年10月1日が支給決定日となっていることが確認できる。

また、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年10月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人に対しては、申立期間後における厚生年金保険被保険者

期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ受給したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 13 日から 45 年 5 月 27 日まで

私は、15 歳から A 社 B 工場に勤務し、退社後結婚し C 市に住んでいた頃に被保険者記録照会を行い、担当者から厚生年金保険の受給権があることを伝えられた。しかし、平成 20 年 8 月頃に届いたねんきん特別便で、脱退手当金を受給しているため厚生年金保険の記録が削除され受給権が無くなっていることを知った。

一度は受給権が有ると伝えられたにもかかわらず、受給権が無くなることは納得がいかない。脱退手当金を受け取った記憶も事実もないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前 3 ページ及び後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 5 月 27 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 48 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録上 18 名に脱退手当金の支給記録があり、このうち 15 名が資格喪失日から約 2 か月以内に支給されており、このうち 2 名から事業主による代理請求があったとの証言がある上、事業主 (D 社) も代理請求をしていたと思われる証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 7 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処

理に不自然さのほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 12 月 22 日から 30 年 3 月 20 日まで
② 昭和 30 年 9 月 15 日から 35 年 12 月 21 日まで
当時の家庭の事情から、退職後に再就職をしないということは考えられない。A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は受給していないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 10 日から 41 年 11 月 1 日まで
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 44 年 8 月 21 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので内容を確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給記録は、一つの厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された二つの事業所に係る期間の月数が、脱退手当金として支給されていることが確認でき、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

60 歳になって年金受給の手続をした時に自分の年金記録を見て、A 社及び B 社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みの記録となっていることを知り、私は手続をした覚えが無く、脱退手当金も受け取っていないと言ったのだが、その時は聞き入れてもらえなかった。今回、その期間について、脱退手当金の確認はがきが届いたので、申立てを行った。私は、脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された 2 社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に一致しており、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 4 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月頃から 44 年 7 月頃まで
私は、申立期間についてA社（現在は、B社）でC業務をしていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における業務内容の詳細な供述から、申立人が申立期間にA社に関連した業務を行っていたことは認められるが、事業主は、「申立人が行っていたC業務の場合は、独立した個人事業主として当社と契約するため、当社の従業員ではない。」と回答しているところ、同社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚から、同業務の待遇については、事業主と同様の趣旨の証言があることから、申立人は、A社の従業員ではなく、個人事業主であったと考えられる。

また、事業主は、上記の理由から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は、行っていないと回答している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、事業主は、「個人事業主と契約する場合は、当社の厚生年金保険に加入しないため、国民年金への加入を奨励している。」と述べているところ、オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は申立期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料控除について確認できる関連資料を所持していないことから、保険料控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年4月1日まで
私は、昭和19年4月1日から20年3月31日までA社へB中学校（現在は、C高等学校）から勤労働員されD職に従事したが、申立期間の労働者年金保険及び厚生年金保険の記録が無い。申立期間を労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する勤労働員学徒として勤務していたとする複数の同僚の証言及びC高等学校の回答から、申立人が申立期間において、A社に勤労働員学徒として勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に勤務していたとする同僚は、「学徒は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と述べている。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び上記の同僚の名前は見当たらなかった。

さらに、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年）により労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

このほか、申立人が申立期間において労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金

保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 37 年 10 月 20 日まで

私は、65 歳の年金裁定請求時に記録を確認し、A 社の期間の厚生年金保険被保険者記録は既に脱退手当金として支給済みであると説明を受け、納得できなかったが、その時は引き下がった。しかし、平成 22 年の秋頃に「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきが届き、申立てをすることにした。当時の私は脱退手当金の制度自体も全く知らず、請求した覚えはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給月数及び支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、昭和 47 年 12 月に至るまで国民年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 16 日から 36 年 1 月 10 日まで
私が勤務したA社に係る申立期間の厚生年金保険の記録が無く、脱退手当金が支払われていることを日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届いて初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので今回の申立てに至った。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和36年1月の前後3年以内に資格喪失した者36名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、29名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち23名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、連絡先が判明した同僚1名は、「結婚のための退社だったので会社が請求してくれて厚生年金保険は一時金として受け取った。周りの人もそうした人が多かった。」と供述している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給

した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 12 日から 32 年 9 月 16 日まで
私の年金の記録を調べたところ、A社B工場の厚生年金保険の被保険者期間が、脱退手当金を支給済みの記録となっている。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失している者は21名おり、うち19名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことも踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年12月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6116 (事案 3547 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、脱退手当金を支給済みとの回答だった。脱退手当金を支給されたとする時期は、同社を無断で退職したため、同社から私に連絡が取れなかったはずであり、自分では脱退手当金の手続を行った覚えは無いし、受領した覚えもないので、申立期間の記録を訂正してほしいと第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正には至らなかった。しかし、自分では脱退手当金の手続を行った覚えは無いし、受領した覚えもないので、新しい資料などは無いが、再度第三者委員会で審議し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある者は59名おり、うち42名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金支給記録がある同僚の3名は、事業所を介して受給したと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられ、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和37年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても受給

した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな周辺事情は無いが、脱退手当金の手続を行った覚えは無いし、受領した覚えも無いと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 1 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 59 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、42 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、当該支給決定の記録がある者の 3 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていること、及び厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の同年 9 月 10 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 10 日から 31 年 5 月 1 日まで

私は、年金事務所からの通知で、A事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。申立期間後に勤務したB事業所では脱退手当金を受け取ったが、A事業所では受け取っていない。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に係る脱退手当金は受給していないが、同事業所の後に勤務したB事業所については脱退手当金を受給したと述べている。

しかしながら、A事業所における申立人の厚生年金保険被保険者番号は、脱退手当金を受給したとしているB事業所における被保険者番号と同一番号で管理されており、当該被保険者番号はA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出されたことが確認できる上、申立人に係る脱退手当金は、B事業所及び申立期間のA事業所の厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎として支給され、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたこととなっており、不自然な点は無い。

また、申立人から聴取しても、申立期間について脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 7 月 11 日まで
社会保険事務所（当時）において年金の受給手続をした際に、脱退手当金として支給済みの期間があることを知った。

私は、結婚のため、A社を昭和 40 年 7 月頃に退職し、結婚式の準備のために実家に帰った。

当時、年金制度についての知識が無かったことから、脱退手当金の手続をした記憶も、お金を受け取った記憶も無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和 40 年 10 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 3 日から 43 年 3 月 13 日まで
② 昭和 43 年 4 月 9 日から 47 年 1 月 16 日まで
年金事務所から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認についてのはがきが届き、申立期間は脱退手当金を支給済みとなっていることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、同社を退職した約9か月後の昭和47年10月28日に旧姓から新姓に氏名変更されている上、同社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、同社を退職した約11か月後の同年12月27日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間の脱退手当金が48年1月12日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び記号番号の重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 7 月 21 日まで
② 昭和 35 年 7 月 14 日から 38 年 7 月 29 日まで
日本年金機構から届いた脱退手当金についての確認のはがきを見て、A社での厚生年金保険被保険者期間とB社での二度目の被保険者期間について脱退手当金が支給されていることを知った。受給した覚えは無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和38年10月21日に支給決定されている上、申立期間①に係る被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人については、「結婚のため、退社をした。今後の勤務については正社員で働くということは考えていなかった。」と供述している上、受給についても記憶に無いというほかに脱退手当金を受給していないことがわける事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6121 (事案 1018 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 12 月 21 日から 35 年 2 月 24 日まで
② 昭和 35 年 9 月 20 日から同年 12 月 25 日まで

私の年金加入記録を見たところ、申立期間①において、D市所在のA社に勤務していた期間の記録が無かった。脱退手当金が昭和 36 年 9 月に支給されているとのことだが、私はその会社を退職した際に脱退手当金を請求したことも、受け取ったことも無いので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしいと、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、「申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との回答であった。

私は、新たな事情として、前回の申立時には、申立期間②は、C社でアルバイトをした記憶だけであったが、当該期間においては、同社内のB社に勤務していたことを思い出した。しかし、同社の退職時においても、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間①及び②について再度調査をして審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給期間における最終事業所であるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、「B社で勤務したことを思い出したが、同社を退職した時に脱退手当金を受給した覚えが無いので、再度調査をしてほしい。」と主張しているが、前回、既に、脱退手当金の支給期間における最終事業所である同社での脱退手当金の受給について審議済みである。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、B社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年12月25日の前後2年以内に資格喪失した女性で、受給要件を充足する13名のうち、厚生年金保険被保険者名簿に「脱」表示があるのは、申立人を含めて3名であり、当該3名について、脱退手当金の支給記録が確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の36年9月21日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 27 日から 41 年 3 月 29 日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金を支給済みとなっていた。しかし、当時は脱退手当金という制度については知らず、手続を行った覚えも受け取った覚えも無い上、退職から3年以上過ぎての支給というのはおかしいと思うので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の管轄年金事務所には、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が現存しており、当該脱退手当金裁定請求書に記載されている住所は、当時、申立人が住んでいた住所地と一致している上、当該年金事務所が保管していた退職所得の受給に関する申告書には、同社が発行した申立人の源泉徴収票が添付されており、当該源泉徴収票に記載されている住所及び氏名は、「(旧)」として、申立人が同社を退職した時点(婚姻前)の住所地(実家)及び氏名(旧姓)であることが確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 25 日から 43 年 10 月 13 日まで
私は、昭和 36 年 5 月から B 社に勤務し、その後 A 社で厚生年金保険に加入した。B 社では脱退手当金を受け取った記憶はあるものの、A 社を退職した時には、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっている上、申立人が受給を認めている B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記号番号と、合算された申立期間に係る A 社における厚生年金保険被保険者記号番号は同一の記号番号であることが確認でき、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがえる事情も無いことを踏まえると、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に合致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。